

堺市緑の基本計画の改定について
〈答 申〉

令和5年3月

堺市緑の政策審議会

はじめに

堺市緑の政策審議会は、令和3年12月20日、堺市長から「堺市緑の基本計画の改定について」諮問を受け、その後3回の審議会における審議を重ねてきた結果、ここに結論を得たので、諮問に対する答申を行う。

堺市では、平成25年3月に、「堺市緑の基本計画」を改定し、市民、事業者、行政の協働による緑の保全、創出に関する諸施策を進めてきた。

この間、国においては、民間活力を生かした緑・オープンスペースの整備・保全、地球温暖化対策の視点から様々な法改正が行われ、また、近年では、持続可能な開発目標（SDGs）が国連で採択され、脱炭素社会への移行が進み、地球規模での環境保全の取組が強化されている。堺市でも、「SDGs 未来都市・堺」として、SDGsの理念に沿った基本的・統合的取組を推進し、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出をめざしている。

このような背景を踏まえ、「堺市緑の基本計画の改定について」審議するにあたり、従来の量的な緑の整備だけでなく、既存の緑の質的向上を念頭に幅広く議論を重ねてきた。審議会が答申する「堺市緑の基本計画」の主な改定内容は次のとおりである。

- 緑の施策展開について、基本方針やすべての施策に共通する「SDGsの達成」、「グリーンインフラの取組」、「気候変動対策や生物多様性の確保」、「新しい生活様式」の4つの方向性を設定した。施策を展開していくうえでそれぞれの趣旨を反映させることで緑の将来像の実現をめざす。
- 本計画の施策体系は、基本方針ごとに施策の骨子、施策という構成になっているため、緑の将来像の実現や緑の確保目標を達成するための個別事業については、5年間ごとに取りまとめた事業シートを作成し、毎年進捗管理を行い、事業効果を点検することも明記した。

堺市長におかれては、本答申を踏まえ、堺市緑の基本計画の基本理念に示すとおり、緑を介して人が集まり発展していく堺の未来の実現に向けて、堺の自然や歴史的風土など、これまで堺を支えてきた緑を守り、育み、これからの堺を支えていく、より質の高い新たな緑を創り出していくため、よりいっそう努力されることを要望する。

令和5年3月1日

会長 今西 純一

副会長 武田 重昭

委員	花田 真理子	岡崎 純子	田中 一成	中川 澄
	藤井 載子	上田 勝人	岸本 啓司	宮前 久数
	大町 啓之	奥村 仁美	岩藤 邦生	

目次

第1章 計画の目的	1
1. 計画改定の背景	1
(1) 環境に対する意識の高まり	1
(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進.....	2
(3) グリーンインフラの視点	2
(4) 関係法令の改正	3
(5) オープンスペースに関する提言.....	3
2. 計画の目的	4
3. 計画の特徴	4
4. 計画の位置づけ.....	4
5. 緑の定義と計画の対象区域.....	5
6. 計画の目標年度	5
7. 堺市が大切にする緑の役割	6
第2章 堺と緑	7
1. 社会特性	7
(1) 歴史と文化	7
(2) 都市の発展の経緯.....	8
(3) 人口の見通し.....	9
2. 自然特性	10
(1) 気象・地勢.....	10
(2) 河川・ため池・海岸	11
3. 緑の現状.....	12
(1) 緑被地の推移と現状.....	12
(2) 植生	15
(3) 生き物、生態系	16
(4) 堺らしい緑.....	17
(5) 都市公園等の整備状況	19
(6) 農地の状況	21
(7) 都市緑化の状況.....	22
(8) 緑に関する活動や支援策.....	23
第3章 緑の課題	24
1. これまでの取組の成果.....	24
(1) 目標値の達成状況	24
(2) これまでの取組成果や課題・方向性	24
2. 課題や情勢を踏まえた改定の視点	25
第4章 緑の将来像と基本方針	26
1. 基本理念	26

2. 緑の将来像.....	26
3. 緑の基本方針.....	28
4. 緑の目標.....	29
第5章 緑の施策.....	30
1. 施策の体系.....	30
(1) 施策の方向性.....	30
(2) 施策の体系図.....	31
2. 具体的な施策.....	32
第6章 計画の推進に向けて.....	44
1. 重点的な緑の保全と創出.....	44
(1) 緑化重点地区.....	44
(2) 緑地保全配慮地区.....	45
2. マネジメントサイクルの推進.....	47
(1) 推進体制.....	47
(2) 進行管理.....	47

第1章 計画の目的

1. 計画改定の背景

(1) 環境に対する意識の高まり

1) 気候変動

気候変動に伴い世界各地で最高気温の更新、森林火災や豪雨災害での被害増など異常気象による問題が発生しています。我が国でも地球温暖化の進行により各地で観測史上最高気温を記録するなど、その影響は顕著で、近年では暑熱による熱中症搬送者数や死亡者数が増加傾向にあるほか、果樹の着色不良や発芽不良の発生など、その被害は農作物にも及んでいます。

2005年2月に京都議定書が発効されたことに伴い、地球温暖化対策の推進に関する法改正を行うなどの対策を講じ、省エネルギー化に向けた、様々な革新的イノベーションの実装による、エネルギーの脱炭素化及び利用の最小・最適化に取り組んできました。また、2016年11月発効のパリ協定を契機に、脱炭素化を企業経営に取り組み動きが進展するなど脱炭素型社会システムへの変革により、都市全体でカーボンニュートラルの実現が求められています。

気候変動による影響は、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があります。それらを軽減するためには、その原因となる温室効果ガスの排出削減や吸収といった「緩和」対策が必要不可欠ですが、すでに生じているあるいは将来予測される気候変動の影響による異常気象や海面上昇の進行などに起因する自然災害の被害を回避・軽減させるための「適応」対策も同時に行うことにより解決をめざしていく必要があります。

2) 生物多様性

地球上には個性豊かなさまざまな生物が存在し、互いに影響しながらもバランスを保って共存しており、生物多様性があることで、食材の供給や、地球環境の維持など、さまざまな恩恵を受けられています。しかし、私たち人類が行ってきた開発等によって生態系の破壊が進み、生物多様性を脅かす大きな要因となっています。

生物多様性を確保することは貴重な地域の資源となり、都市の価値を高めるものと考えられますが、都市においては、人口の集中により宅地化が進み、樹林地や農地が限られることから、多様な生物が生息・生育できる空間が極めて少なくなっています。

都市には世界人口の半数以上が住んでおり、食料やエネルギーといった資源の調達の多くを都市の外側の地域に頼っているため、都市住民の経済行動は都市の外側の地域の自然環境に対しても大きな影響を与えることも大事な視点となります。

そのためには、都市に住む人びとが生物多様性の重要性を理解し行動することが大切です。都市の生物多様性の確保には、緑地保全や緑化の推進等の政策分野が強く関連し、都市計画や従来の都市緑化の方針との整合をはかりながら生物多様性に配慮した都市形成を総合的に進めることが重要となっています。



資料：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

「持続可能な開発目標」(SDGs)は、2015年9月の国連総会においてすべての加盟国が2030年までに取り組む目標として採択されました(17の目標)。

17の目標は相互に関係しており、複数の課題の統合的な解決や、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットをめざすことがSDGsの特徴です。

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土形成や地域形成を進めるグリーンインフラの推進は、SDGsの目標達成にも貢献することが期待されています。



資料：国際連合広報センター

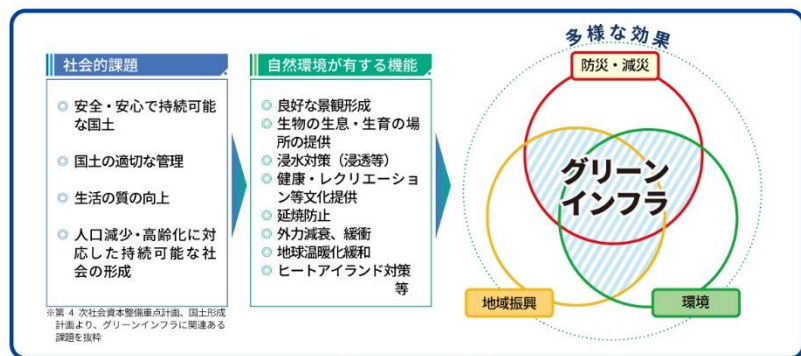
(3) グリーンインフラの視点

成熟社会を迎えた我が国は、経済成長一辺倒ではなく、自然豊かで良好な環境で健康に暮らすことができる社会を求める価値観のパラダイムシフトが起きており、人が自然とよりよく関わることでできる緑と水の豊かな生活空間を形成することが必要となってきました。

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する防災・減災、地域振興、環境といった多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域形成を進める取組です。

自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備や土地利用は、概ね、グリーンインフラの趣旨に合致します。

自然環境が有する機能を引き出し、防災・減災や地域振興、環境面の相互に影響を及ぼす取組の推進を通じて、地域課題に対応し、持続可能な社会や自然共生社会の実現、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資に貢献することが重要です。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

出典：国土交通省 HP

(4) 関係法令の改正

2017年に、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法が改正されました。

この改正により、都市公園の再生・活性化（都市公園法など）、緑地・広場の創出（都市緑地法）、都市農地の保全・活用（生産緑地法など）について、新たな制度が創設され、これらの制度に対応した緑の施策展開が必要となっています。

都市緑地法 (2017年6月改正)	都市公園法 (2017年6月改正)	生産緑地法 (2017年5月改正)
<ul style="list-style-type: none"> ・「緑地」の定義に農地が含まれることを明記 ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募設置管理制度（P-PFI）の創設 ・都市公園で保育所等の設置が可能・公園活性化に関する協議会の設置・都市公園の維持修繕基準法令化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の面積要件の引き下げが可能に ・農作物等加工施設、農作物等直売所、農家レストラン等を設置可能施設として追加 等

(5) オープンスペースに関する提言

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、身近な都市公園は、緑豊かで開放的な環境の下で、散策・遊び・休息・スポーツなど健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる貴重なオープンスペースとして、その価値が再認識されました。「新たな生活様式」の定着が進んでいる中で、個々の心と体の健康を保つことが重要です。

活動制限、運動不足の長期化による様々な影響が指摘されるなか、健康的なライフスタイルを支えるため、公園ストックの活用や街路空間との連携によるウォーカブルな空間の形成が求められています。

2019年6月には国土交通省の設置した「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」の提言として、「『居心地が良く歩きたくなるまちなか』からはじまる都市の再生」がとりまとめられました。

本市は同提言に共鳴し、国とともに取組を進める「ウォーカブル推進都市」に賛同しており、公民の連携を図りながら、居心地がよく歩きたくなる空間の創出に向け、都市公園をはじめとするオープンスペースの積極的な活用などの取組を推進します。

また、特に都市公園においては、「堺市パークマネジメント計画」を作成し、多様な主体との連携・協働により、利用者の視点・経営的視点に立って、都市公園の管理運営を戦略的に推進し、より質の高い公園サービスの提供、都市公園の活性化を図るために都市公園のマネジメントに取り組んでおり、新たな時代の都市マネジメントが求められています。

2. 計画の目的

堺市緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本市においては「堺市緑の保全と創出に関する条例」第8条で策定を義務付けています。

本市における今後の緑の保全・創出・育成に関する施策をより総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したもので、本市の緑のあるべき姿とそれを実現するため、今後取り組むべき施策の指針となるものです。

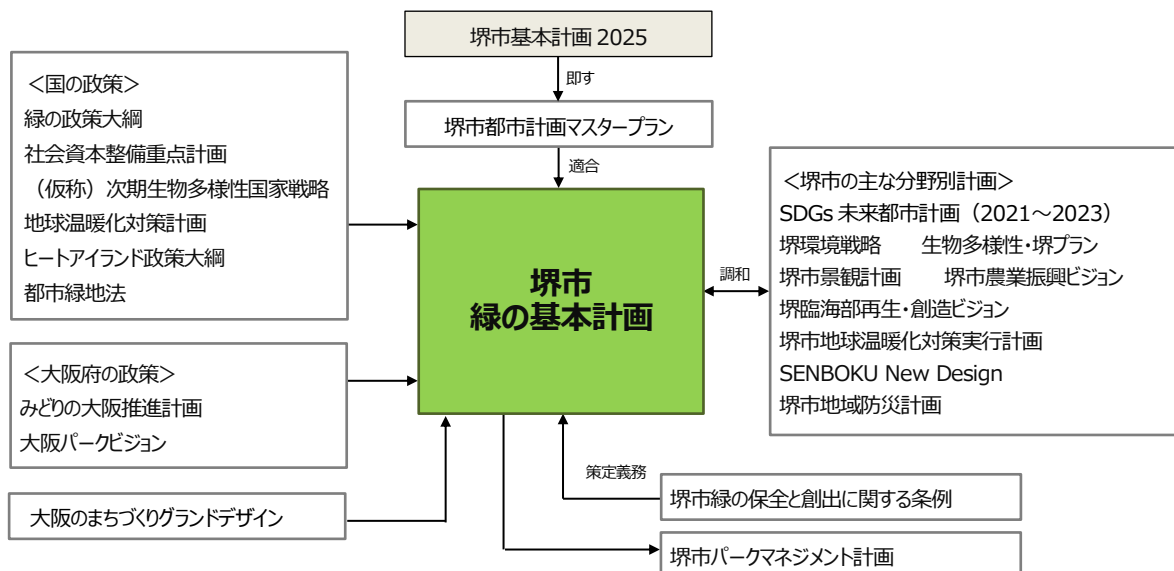
3. 計画の特徴

- 都市における緑に関するマスタープランとして、法律にその根拠をおく計画制度です。
- 都市公園の整備や都市計画に基づく緑地の保全だけでなく、公共施設や民有地の緑化、また緑化や緑地の保全に関わる普及啓発活動などソフト面も含めた緑全般に関する幅広い内容を含んだ計画です。
- 地域の資源を活かし、独自性・創意工夫を発揮した特徴ある計画であり、住民に最も身近な市町村が主体となって策定するものです。
- 都市における今後の緑の保全・創出・育成には、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが不可欠です。このため、本計画を公表し、積極的に周知を図ります。
- 本計画では、緑地の保全や緑化の推進により自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの課題に対応するグリーンインフラの視点をもった取組を推進していきます。
- 本計画を進めていくことは、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」（SDGs）の達成に向けた取組にもつながると考えています。

4. 計画の位置づけ

本計画は、「都市緑地法」及び「堺市緑の保全と創出に関する条例」を根拠法令とし、国や大阪府の政策の趣旨を反映して作成したものです。また、本市の持続可能な都市経営を推進することを目的とした「堺市基本計画2025」、都市計画の基本的な方針を示す「堺市都市計画マスタープラン」を上位計画とした、緑の部門計画として位置づけられます。

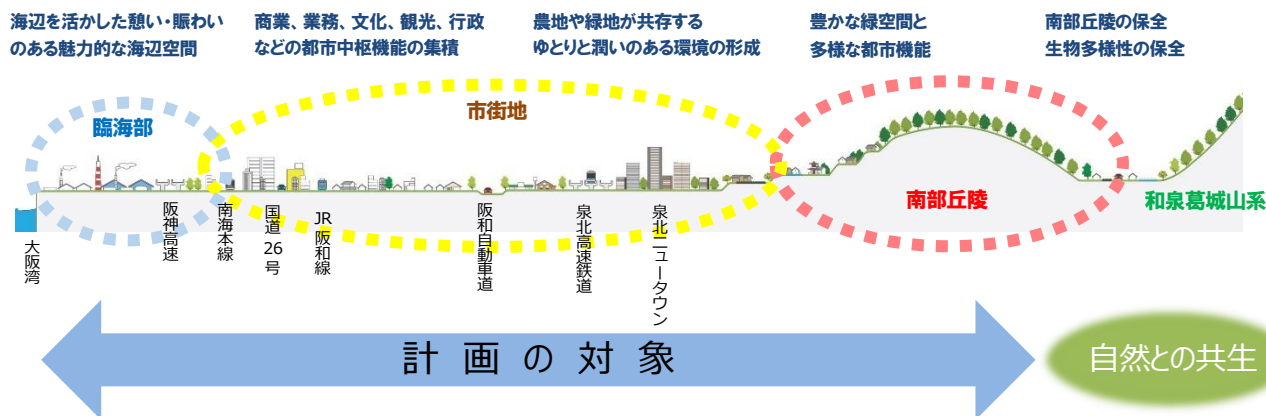
また、堺環境戦略、堺市景観計画、生物多様性・堺プランなどの関連計画との調和を図るものです。



5. 緑の定義と計画の対象区域

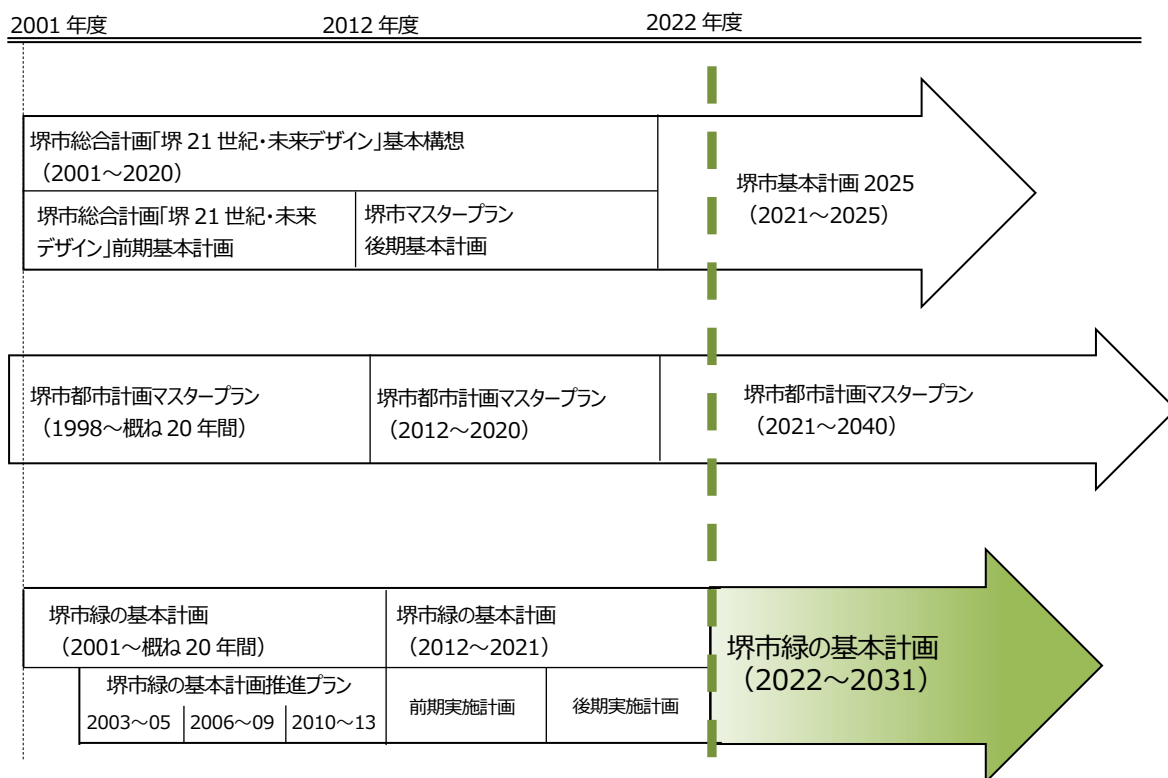
本計画の対象区域は、堺市全域（14,983ha）とします。

本計画における「緑」は、堺市緑の保全と創出に関する条例第 2 条の規定に基づき、樹林地、農地、水辺地やその他樹木、草花などの自然的環境を有する土地及び空間を対象とします。



6. 計画の目標年度

計画の目標年度は、2022年度から2031年度の10年間とします。



7. 堺市が大切にしている緑の役割

緑には、都市環境の形成や防災・減災、景観の形成、潤いと安らぎの提供、人材育成やコミュニティの形成などの様々な役割があります。私たちは緑がもたらす役割に今一度着目し、その効果を最大限発揮した都市形成に努めていく必要があります。

○人と自然が共生する都市環境の形成に寄与します

- 緑は、大気浄化、騒音防止、防塵やヒートアイランド現象の緩和などの効果により、市民の生活環境を保全し、脱炭素社会の実現に寄与します。また、気候変動の影響に対処する適応策としても効果があり、自然環境、人間社会への被害を回避・軽減します。
- CO₂の吸収により地球温暖化を防止するなど、環境負荷を低減し、良好な景観形成を進め、潤いのある緑陰空間を創出し、地球温暖化対策に寄与します。緑は、多様な生き物の生育・生息地となり、農作物や木材などを供給します。また、人間も含めた生態系を保全し、エコロジカルネットワークの形成に寄与します。



写真：水田と段丘斜面

○暮らしの安全・安心を高めます

- 緑は、大地震や大火災などの災害時には、火災の延焼防止、避難地や避難路、消防活動やボランティアなどの救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点などとして多様な機能の確保に重要な役割を果たし、市民の生命や財産を守ります。
- 降雨時には雨水を蓄え、表土の流出を抑止することで土砂災害の防止に寄与し、都市の安全性・防災性を高め、レジリエンスの強化に寄与します。



出典：公園緑地 vol55.6.MAR.1995

○美しい都市景観を形成します

- 緑は、快適で美しく、地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子供たちの感受性を育み、国民生活にゆとりと潤いのある都市景観をつくります。
- 緑は、自然と歴史に基づく個性と風格ある都市景観をつくり、緑を適切に育成することにより個性と魅力を高め、シビックプライドを醸成します。



写真：街路樹（けやき通り）

○生活に潤いと安らぎを与えます

- 緑は、スポーツや散策、多様なレクリエーション利用を通じて、市民の身近な遊び場・憩いの場・健康増進の場・子育ての場となり、緑とのふれあいが生活に潤いと安らぎを与え、明日への活力を生み出します。
- 緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や国民のレクリエーション需要の変化に対応した緑豊かで質の高い生活空間を確保することができます。



写真：陸上大会（金岡公園）

○地域力を高めます

- 緑に関わる様々な体験と活動が、子どもから高齢者までの幅広い世代の学びや健康増進、生きがいを感じる場の提供につながります。
- 緑豊かな市街地は、来訪者の増加や都市の魅力向上につながります。
- 緑を活かした活動が地域のコミュニティを育てます。



写真：花のボランティア活動状況

第2章 堺と緑

1. 社会特性

(1) 歴史と文化

堺では、温暖な気候や海に面する立地条件などの恵まれた自然環境を活かして、古代から人々が定住し、独自の文化を築いてきました。特に、中世には海外交易の拠点として栄え、自治都市として発展し、また、茶の湯の文化を開花させるなど、輝かしい歴史を有しています。そして先人たちが築いてきた進取の気風は、今も受け継がれています。

1) 古代

堺には旧石器時代から人が住んでいた痕跡が確認されています。弥生時代には、四ツ池遺跡に見られるように、段丘上や丘陵地に人々の生活が営まれるようになりました。

やがて古墳時代には百舌鳥野に大規模な前方後円墳を主とする古墳群が造られました。現在でも日本最大の規模を誇る仁徳天皇陵古墳をはじめとする多くの古墳が貴重な歴史遺産として残されています。

また、泉北丘陵においては渡来人がもたらした技術により、新しい焼き物の須恵器の一大生産地が形成されました。丘陵の木々は燃料として伐りつくされましたが、その生産の衰退に伴い丘陵地には緑が再生していきました。現在では南部丘陵の豊かな自然のなかにその面影が残されています。

2) 中世

平安から鎌倉期にかけて各地で村落や商いの場としての町が出来上がっていきました。

堺（さかい）は、その地名の示すとおり国境にできた都市です。とりわけ西国からの海上輸送による畿内中心部（奈良・京など）への物資流通窓口として発展しました。さらに室町期には遣明船の発着により国際貿易都市として栄えました。会合衆を中心とした自治により運営され、その様子は来堺したイエズス会宣教師を通じて「東洋のベニスのごとく」とローマに報告されるほど印象的なものであったようです。

この「黄金の日々」を築いた堺の富は、茶の湯という形で花開き、千利休をはじめとする多くの茶人が、今日に至る日本文化の大きな礎を築きました。その面影は遺跡から出土した茶道具をはじめとする陶磁器などから伺うことができます。

3) 近世

大坂夏の陣で焼失した堺は、江戸幕府によって現在の街並みの原形となる「元和の町割り」が行われ、幕府直轄地として再生されましたが、幕府の鎖国政策と有力商人の大坂への移住などにより徐々に活気は失われていきました。

また、大和川の付け替えによる土砂の堆積によって港の機能も低下していきました。しかし港は、幾多の民衆による修築によって今も堺旧港としてその形を残しています。

堺の鉄砲、包丁など多くの産業は近世を経て、形を変えたものもありますが、今でも伝統産業として受け継がれています。

(2) 都市の発展の経緯

1) 中世都市としての発展（室町～江戸）

室町時代は日明貿易の拠点として大いに繁栄し、戦国時代には自治の様子をキリスト教の宣教師によって「東洋のベニスのごとく」として紹介されるほどでした。また、会合衆と呼ばれる商人によって自治的な都市運営が行われ、周囲に堀をめぐらせた環濠都市として栄えました。

江戸時代に入っても朱印船貿易などで財を成す商人たちが集まり、貿易港としての発展は、大和川の付け替えまで続きました。

2) 近代都市としての発展（明治～昭和初期）

明治以降、阪堺鉄道の開通など鉄道網が次々と広がり、明治 10 年に市中有力者から集めた基金をもとに堺の大工などによって木造洋式燈台が港の入口に造られました。燈台の南側には海岸沿いに大浜公園が開設され、明治 36 年の第 5 回内国勧業博覧会では東洋一と謳われた水族館が設けられました。海水浴場をはじめとしたリゾート地や別荘地のにぎわいなどで発展するなど、市街地は拡大しました。

大正 14 年に堺都市計画区域が決定され、道路や上水道をはじめとする都市基盤整備が進められ、商工業も着実に発展するなど近代都市として発展していきました。

こうしたなかで宅地開発の需要は一層高まり、昭和初期の大美野や上野芝などで、郊外住宅地としての発展の基礎もできあがっていきました。

3) 工業都市としての発展（昭和中期）

第二次世界大戦後、戦災復興計画において道路や公園などの基盤整備が行われ、産業や経済の再生と強化に向けて産業の重化学工業化が進むなか、臨海工業地帯の造成が進められ、工業都市として発展していきました。

4) 大規模ニュータウン都市としての発展（昭和後期）

大都市への産業と人口の集中に伴って、大阪都市圏のベッドタウンとして、昭和 40 年から 50 年代前半にかけて日本最大級の泉北ニュータウンの造成が進められ、人口は急激に増加し、大規模ニュータウン都市として発展していきました。

工業都市として、また、大規模ニュータウン都市として発展してきた一方で、海浜や緑地などの多くの自然が失われ、大気汚染や水質汚濁などの公害問題が発生しました。

こうしたなか、昭和 40 年代には都市緑化に対する取組が活発になり、市民の森運動が起こり、市民の手による記念植樹や街路樹を守る活動が続けられてきました。

昭和 61 年には、都市公園では初めてとなる全国植樹祭が大仙公園で開催され、緑の都市形成への 20 年来の市民の努力が大きく実を結ぶきっかけとなりました。

5) 政令指定都市としての発展（平成前期）

平成に入り人口は減少に転じたものの、1996 年に中核市へ移行、2005 年に美原町と合併した後、2006 年には政令指定都市へ移行しました。

また、堺市制 100 周年を迎えたことを機に、市民が緑や自然に親しみ、緑化の推進を図るためのシンボルとして、「堺市の花木・花・鳥」を制定しました。

2001 年 5 月には、都市緑地保全法（現都市緑地法）に基づく「堺市緑の基本計画」を策定しました。

6) SDGs 未来都市としての発展（平成後期～令和）

2009年1月に環境モデル都市の認定を受けて「堺・クールシティ宣言」を行い、2010年6月に本市の緑の保全と創出に関する基本的な考え方と施策の具体的な枠組みを示す「堺市緑の保全と創出に関する条例」を制定しました。

2018年6月には、国からSDGs未来都市に選定され、「多様性を認め合い未来を創造する都市・堺」を2030年のあるべき姿とし、持続可能な都市経営の実現をめざしています。

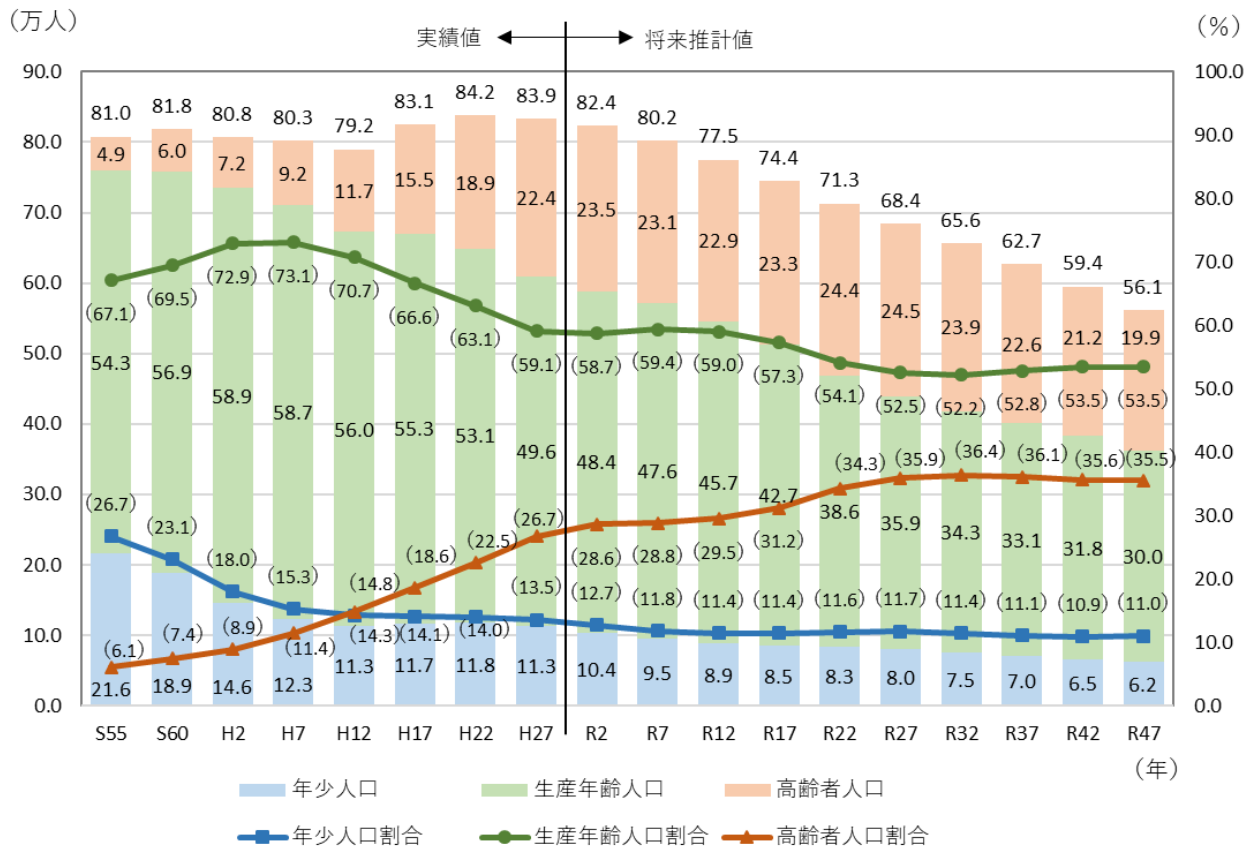
時代は令和になり、2019年7月に百舌鳥・古市古墳群が世界遺産に登録され、2021年3月に堺市博物館のリニューアルや百舌鳥古墳群ビジターセンターの整備を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式の実践など、未だかつて経験したことのない時代に突入し、緑の重要性が改めて認識されました。

(3) 人口の見通し

本市の人口は、2010年をピークに減少傾向にあり、独自推計では、約20年後の2045年には約70万人を下回る見込みとなっています。しかし、65歳以上の高齢者は今後も増加を続け、2045年の高齢化率は35.9%になると予測しています。

特に20歳代から40歳代の転入や定着に向けて、子どもを産み、育てやすい子育て支援や教育環境の充実などを進める必要があり、公園や緑地が健康増進やコミュニティ醸成の場として果たす役割がより一層期待されています。



年齢3区分別人口の推移と見通し

資料：2015年以前は総務省「国勢調査」。なお、2005年に旧美原町と合併。
2020年以降の将来推計人口は独自推計。

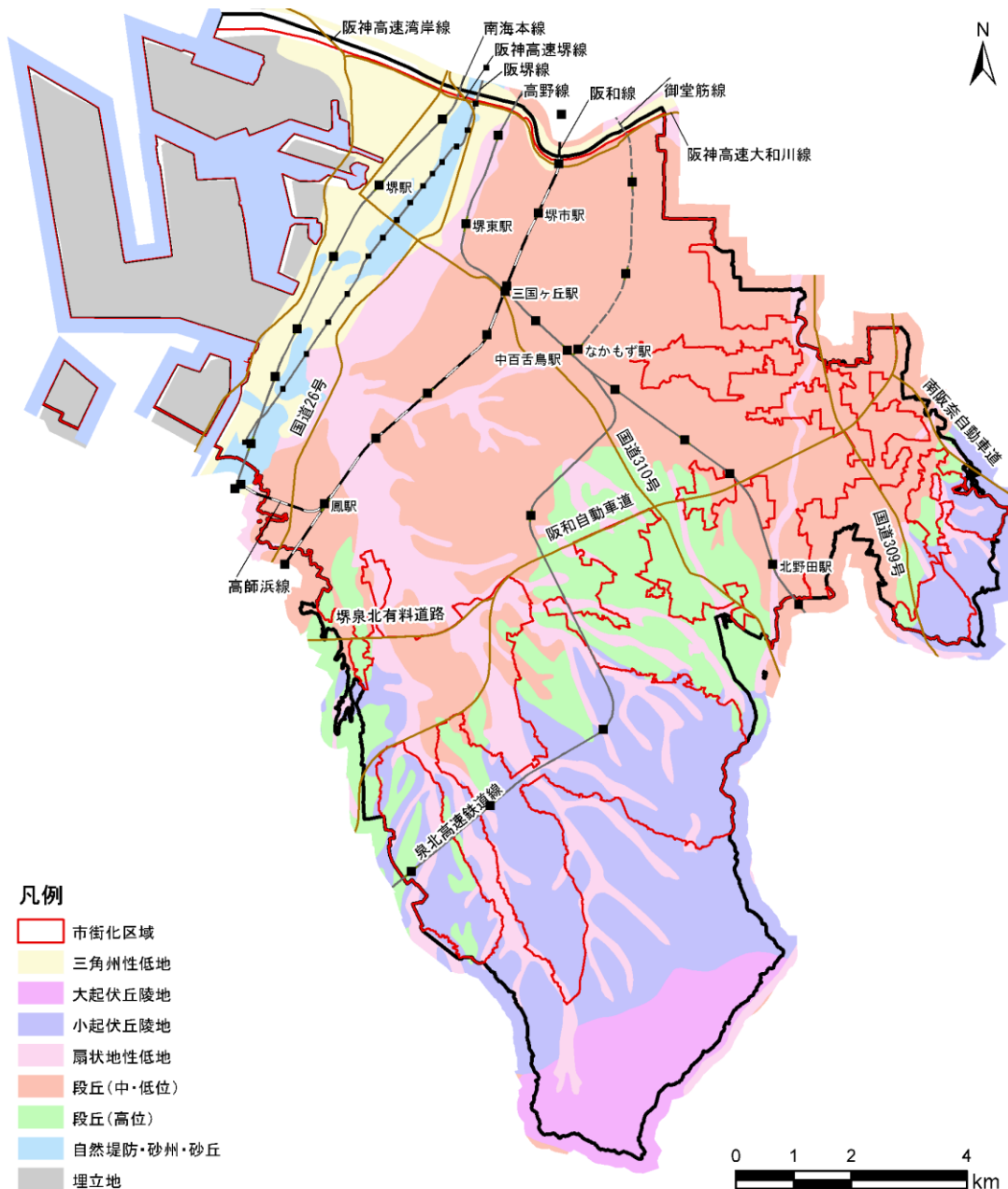
2. 自然特性

(1) 気象・地勢

気候は、瀬戸内海式気候に属し、南部丘陵部は「泉南海岸及び和泉丘陵気候型区」、それ以外は「大阪平野気候型区」に入ります。年平均気温は、16～17℃と温暖であり、降水量は年間1,000～1,500mm程度で、全国的にみても少ない方です。年間平均風速は、約2～3m/秒程度で、海陸風のため東風と西風の出現頻度が高くなっています。

地形的には大阪府の中央南西部に位置し、西は大阪湾に面し、北は大和川が流れ、東は富田林丘陵、南は泉北丘陵地に画されています。海から丘陵地に向かって緩やかな地形の変化がみられることが特徴的で、大阪湾に沿って低地が広がり、一段あがった部分は低・中位段丘である信太山台地が位置しています。

市の南部に広がる泉北丘陵は、砂利・泥岩・凝灰岩などが互層に堆積する、いわゆる大阪層群からなり、標高が高く斜面も急峻です。



地形区分図

資料：土地分類基本調査

(2) 河川・ため池・海岸

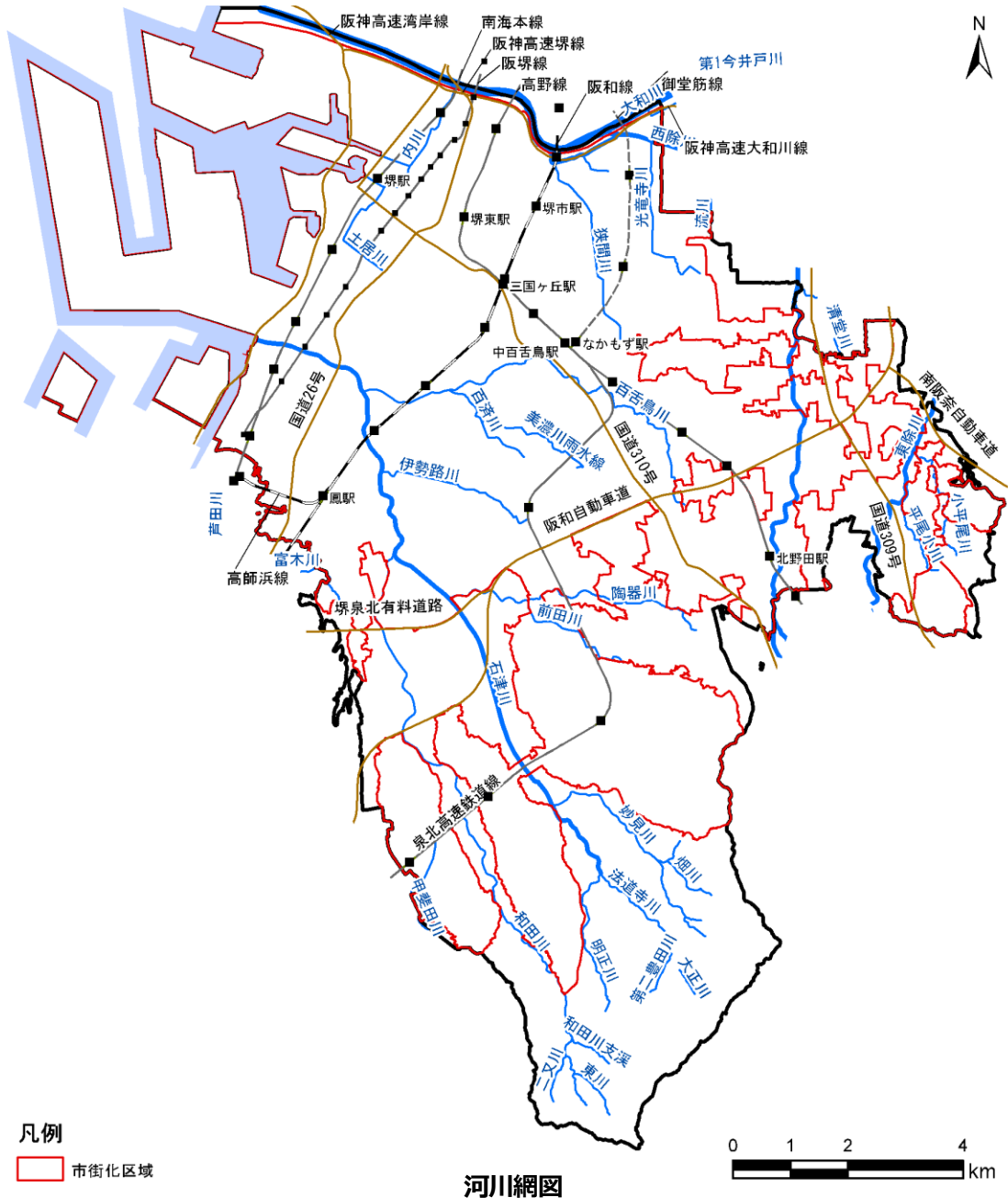
本市の河川は、大和川水系・石津川水系の2大水系と内川水系から形成される29河川によって構成されています。

大和川水系は、笠置竜門山脈を源とし、和泉金剛山脈を源とする石川及び本市を流れる西除川、東除川が合流して大阪湾に注いでいます。大和川は河川敷などにまとまりのある緑を有しており、本市を縁どる軸として位置づけられています。

石津川水系は、本市市域内の水系で、南部丘陵を源とし、妙見川、前田川、陶器川、甲斐田川、和田川などの河川が合流して大阪湾に注いでいます。丘陵地から市街地を貫く軸として、本市の地形を特徴付ける骨格を形成しています。また、各水系は、農地や多くのため池と結ばれています。

本市には、丘陵地や農地を中心に500余り（満水面積概ね100㎡以上）のため池が分布しており、これらは主に農業用水の供給のため築造されたもので、ため池によって大きさ、形、貯水量などその形態は様々で、水辺林などとともに自然性豊かな水辺環境を形成しているものもあります。

本市の海岸線の延長は約45kmありますが、そのほとんどが直立護岸や消波護岸等の人工護岸です。



資料：国土数値情報

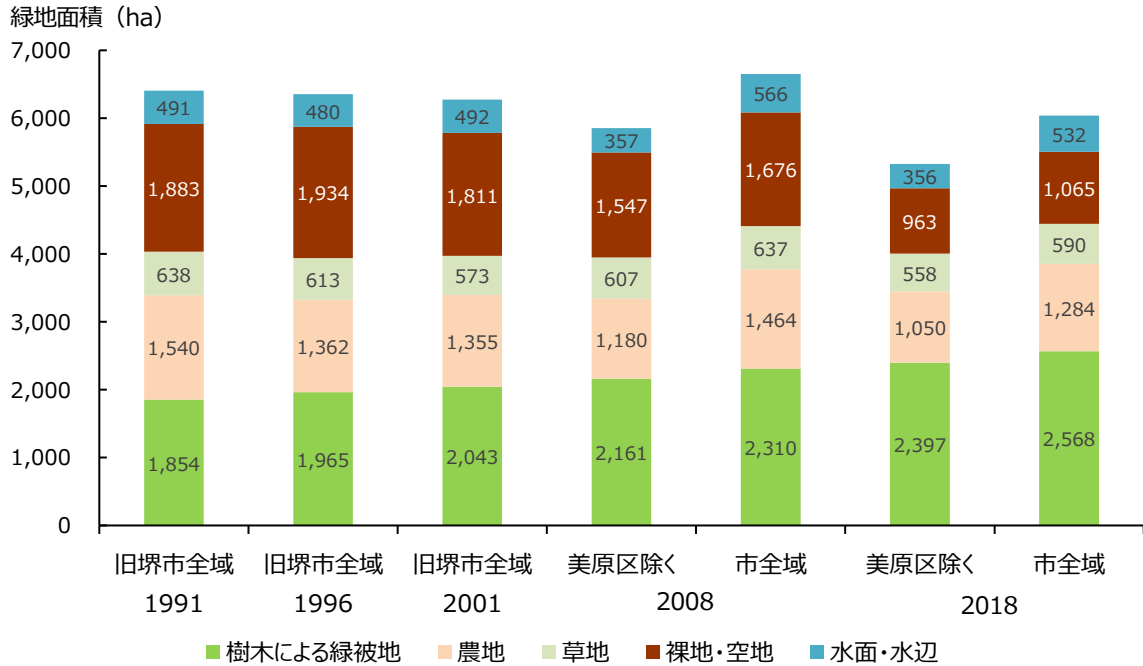
3. 緑の現状

(1) 緑被地の推移と現状

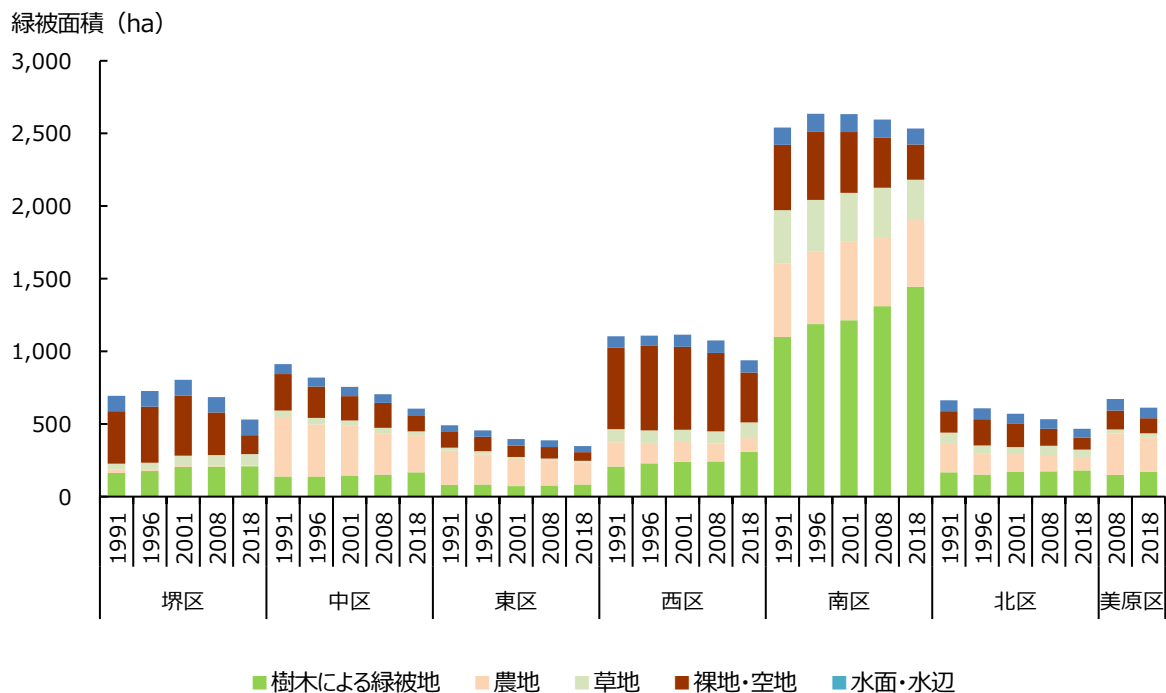
本市の緑被地は、全体としては減少傾向にありますが、樹木による緑被地面積は増加を続けています。

一方で農地については、調査開始時点より減少を続けています。

行政区別に見ると、すべての区において緑被面積が減少傾向にあることが分かります。南区においては樹木による緑被地が増加傾向にあるため、全期間を通じて比較的減少幅が緩やかであることが分かります。



市全体の緑被面積の推移

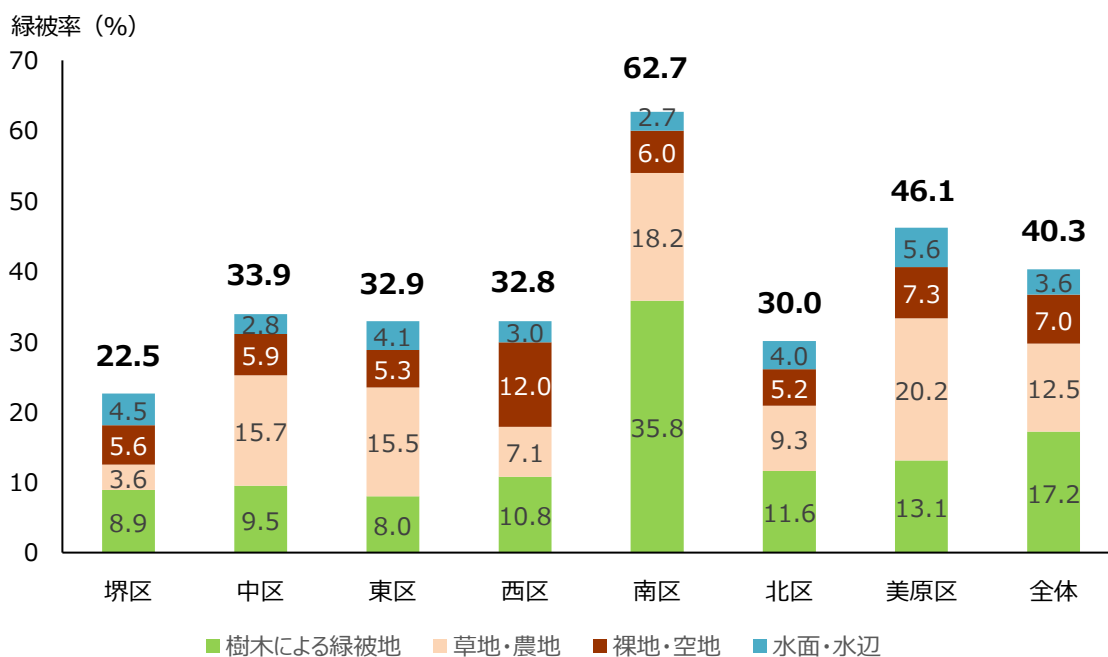


区別の緑の推移

本市全体の緑被地の合計は約 6,032ha で、市全域の 40.3%を占めています。

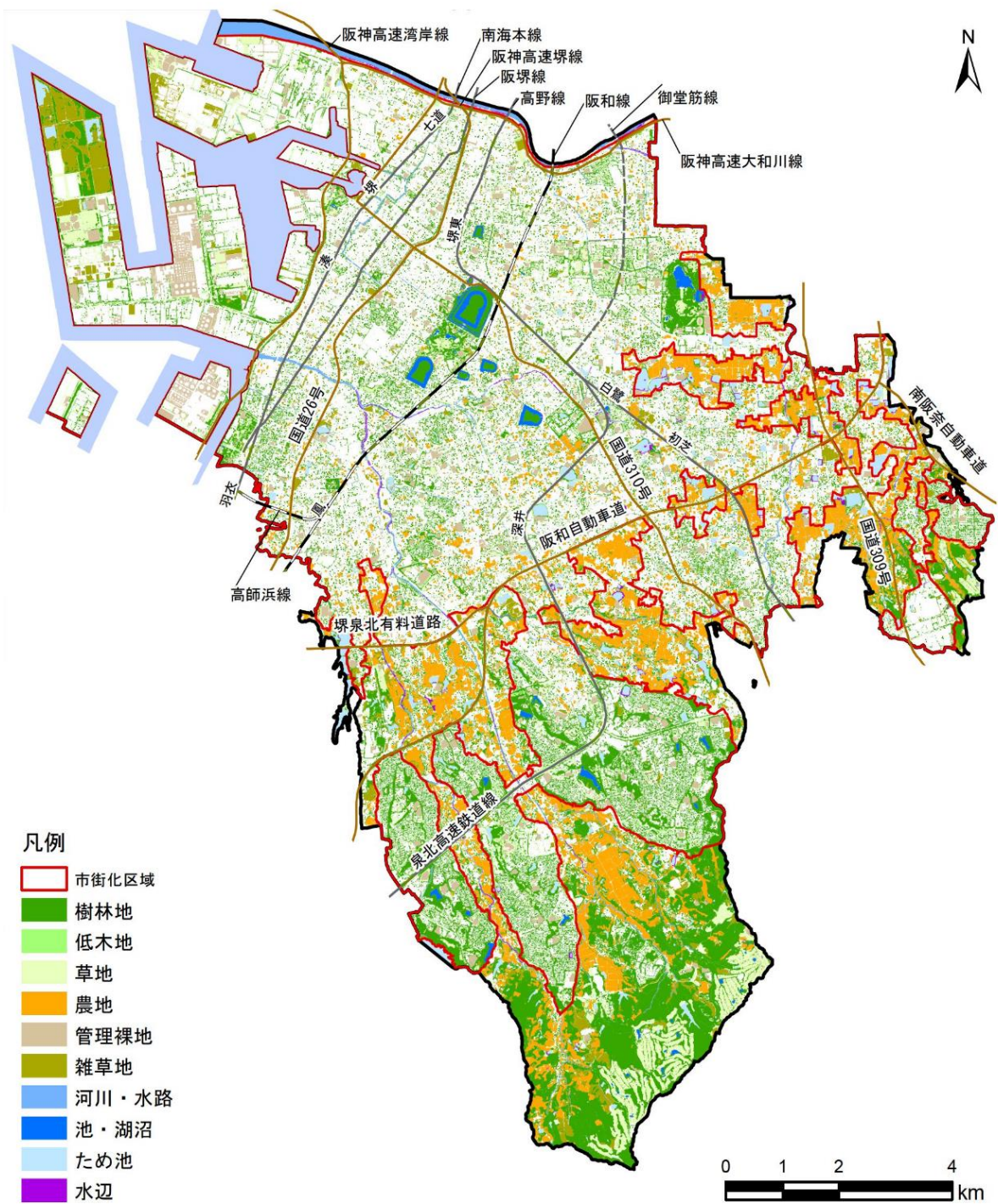
緑被地の内訳として、樹木による緑被地は市全域の 17.2%、草地・農地は同 12.5%、裸地・空地は同 7.0%、水面・水辺は同 3.6%となっています。

緑被地の割合が最も高いのは南区で、次いで美原区となっています。また、緑被地の割合が最も低いのは堺区、次いで北区となっており、行政区間で緑被地の割合に差があります。



行政区別緑被率

資料：緑の現況調査（2018年）をもとに、近年の公園整備状況を踏まえて一部更新



堺市緑の現況図

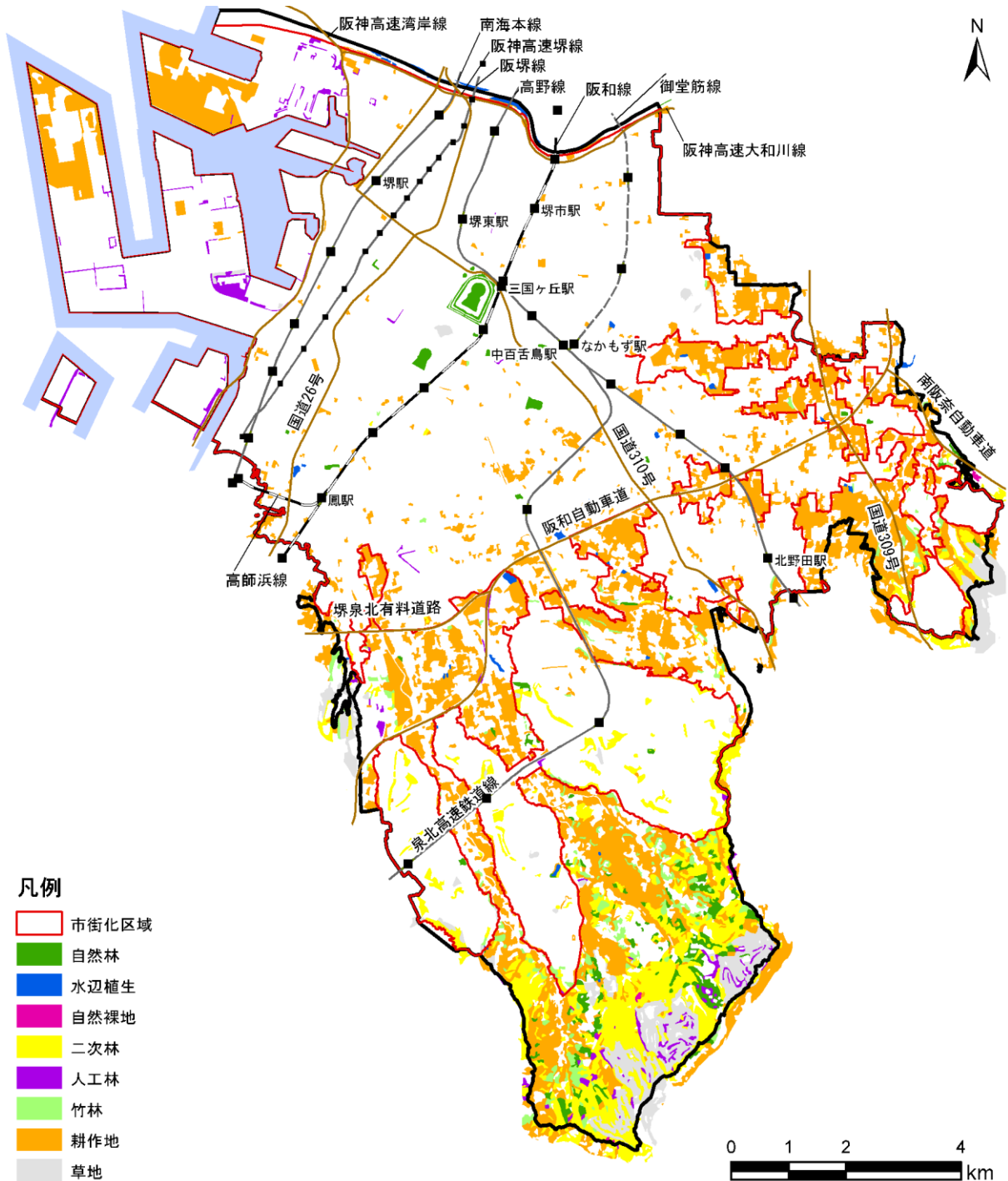
資料：緑の現況調査（2018年）

(2) 植生

本市は、照葉樹林帯に属し、本来の自然植生は、常緑広葉樹林（照葉樹林）が広く成立する植生帯にあたります。

しかし、古代から継続的に発展してきた歴史を持つ都市であるため、市域全般に渡って人為影響を多く受けてきたことによって、現在、原生的な自然環境は残っておらず、自然植生としては南部丘陵や神社・寺院の境内、古墳などにわずかに自然林が分布するのみです。

樹林としてはその他に、自然植生の代償植生（二次林）や竹林が南部丘陵に広がっています。



植生の状況

資料：現存植生図

(3) 生き物、生態系

開発などによる生態系の破壊、生活の変化に伴う里地里山の変化、近年、増え続けている外来種による生態系のかく乱などにより、急速に多様な生き物が、絶滅しつつあります。市域に生息・生育する貴重な野生動植物等については、「堺市レッドリスト 2021」において、合計 715 種が選定されています。また、要注目生態系として 6 単位が選定されており、主なものとして、コジイ林、シリブカガシ林が見られる平野部、丘陵部の「古墳・社寺林」、コナラを主とする丘陵部のまとまった広さの「里山林」やヨシやオギなどの「草丈の高い草地を含む広い水辺」などがあげられます。

「堺市外来種アラートリスト 2021」においては、動物 58 種 4 科 1 属、植物 48 種 4 属、合計 106 種 4 科 5 属選定されており、これらのリストへの掲載数を増やさないためにも市民参画などにより外来種から堺市の生物多様性を守る活動の促進が期待されています。

なお、南部丘陵は、大阪府の「生物多様性ホットスポット」の A ランク（2014 年 3 月）に選定されたエリアに含まれており、また、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）」（2015 年 12 月）にも選定されています。

堺市レッドリスト 2021 掲載種数

分類群	絶滅	A ランク	B ランク	C ランク	情報不足	合計
哺乳類	0 種	0 種	2 種	4 種	1 種	7 種
鳥類	1 種	14 種	12 種	17 種	0 種	44 種
爬虫類	0 種	0 種	2 種	3 種	4 種	9 種
両生類	1 種	2 種	5 種	0 種	1 種	9 種
淡水魚類	0 種	3 種	3 種	5 種	5 種	16 種
陸産・淡水産貝類	1 種	2 種	5 種	5 種	3 種	16 種
昆虫類	24 種	46 種	44 種	88 種	34 種	236 種
クモ類	0 種	0 種	3 種	2 種	2 種	7 種
陸産・淡水産甲殻類	0 種	0 種	0 種	3 種	1 種	4 種
海岸生物	38 種	2 種	0 種	3 種	0 種	43 種
維管束植物	42 種	79 種	39 種	108 種	13 種	281 種
蘚苔類	0 種	6 種	3 種	6 種	0 種	15 種
淡水藻類	0 種	3 種	1 種	0 種	0 種	4 種
菌類	0 種	2 種	3 種	12 種	7 種	24 種
カテゴリー合計	107 種	159 種	122 種	256 種	71 種	715 種

(4) 堺らしい緑

1) 天然記念物

本市には、天然記念物として、国指定の天然記念物が1か所、府条例指定の天然記念物が7か所、合計8か所が指定されています。8か所の内訳は、樹林地が1か所（美多弥神社）で、樹木が7本となっています。

天然記念物

名称	指定状況
妙国寺のソテツ	国指定
百舌鳥のくす 藤井邸のくろがねもち 藤井邸のかや 方違神社のくろがねもち 美多弥神社のしりぶかがし社叢	府指定



写真：妙国寺

2) 保存樹木・樹林

本市では、健全な環境の保持や向上を図るため必要があると認める樹木や樹林を、「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づき保存樹木等の指定を行っており、現在、指定樹木161本、指定樹林12箇所、3.9haが指定されています。

3) 里地里山

古代には須恵器の一大生産地であり、里地里山として人々の営みのなかで守り、育まれてきた南部丘陵には、およそ600haの二次林を中心とする樹林地が残っており、河川、ため池、棚田などとともに多様な生き物が生息する比較的良好な自然環境を有しており、本市でも唯一の豊かな里山環境が残された貴重なエリアです。

和泉葛城山系につながる南部丘陵の緑は、広域的には大阪府の周辺山系から自然の息吹を市街地に吹き込むために欠かせない緑です。これらは、市街地周辺の緑景観として市民の生活に潤いを与え、レクリエーションの場や生活・歴史文化の継承地であるばかりでなく、人と自然が共生する都市環境の保全のためにも重要であり、残された樹林の積極的な保全・再生を図っていくことが期待される緑と言えます。

南部丘陵は、多様な生物が生息する「里地里山」として、子どもたちの「環境学習」の場として、地域文化を継承する「原風景」として、CO₂を吸収する「クールダム」として、そして本市を流れる石津川の「源流域」として、市民にとっても非常に大切な緑地です。

植生については、自然樹林として、照葉樹のコジイ群落とアラカシー・シリブカガシ群落が一部の斜面地に分布しており、急斜面地や集落周辺には小面積の竹林（モウソウチク、マダケ）が多数分布しています。また、二次林としては、かつてアカマツ、コナラが大部分を占めていましたが、現在アカマツ林は衰退し、主に尾根筋に沿って一部残っているだけで、コナラ林が大部分を占めています。

また、南部丘陵は生物多様性ホットスポットとして期待されており、堺市全域に対する種・生態系の「供給源」としての機能に加え、市外周辺地域と堺市をつなぐネットワークの中継地点としての機能が考えられます。

南部丘陵に残されたまとまった緑地を次の世代に継承していくため、緑地保全制度を活用し、緑豊かな自然環境を保全・活用する取組を進めています。



写真：里山保全状況

4) 古墳・社寺

仁徳天皇陵古墳に代表される百舌鳥古墳群は、2019年に世界遺産に指定された本市が世界に誇る歴史文化遺産です。同時にまとまった緑の少ない市街地における貴重な緑として、市街地の環境を守るうえで大きな役割を果たしています。古墳の植生は、アラカシ、ナナメノキ、クロガネモチ、ヤブツバキなどの常緑広葉樹林となっており、人々の立入りが少なく、周囲の濠と一体となって水鳥などの格好の生息地となっています。

また、堺環濠都市地域や旧集落地を中心に数多くの社寺があり、境内の樹木や樹林地が鎮守の森や地域のシンボリックな緑として人々に親しまれています。市街地における社寺の植生は、大半が境内地におけるクスノキ、クロガネモチ、ヒノキなどの「単木型」の樹林を形成していますが、「千種の森」（アラカシ、クロガネモチなど）といわれる大鳥大社や南宗寺のムクノキ林は、市街地では貴重な「森林型」の樹林を形成しています。丘陵地における社寺の植生は、美多弥神社などにおいて、シリブカガシ、コジイ、アラカシなどの照葉樹林を形成しており、これは本市の潜在植生を表しています。

古墳や大規模な社寺などの緑は、本市の歴史文化を特徴付けることに加え、生態系を含めた都市環境を保全する役割も持ち、また小規模なものも各地域の個性を表し、暮らしに潤いと安らぎをもたらす貴重な緑です。



写真：社寺林（美多弥神社）

5) 段丘斜面林

段丘の緑は、平坦な農地の広がりの中で貴重な斜面林を形成し、ため池や水田とともに田園景観を醸し出しています。これらは、相互に連なる河川とともに生き物の生息や移動空間として重要な役割を持っています。

主に石津川水系に沿って段丘斜面林が残っています。段丘斜面林の植生は、モウソウチクやマダケなどの竹林やコナラ、アベマキ、エノキ、ムクノキなどを主体とする二次林を形成しています。



写真：水田と段丘斜面林

6) 街路樹

本市には街路樹が植栽された国道・府道・市道が499路線あり、高木45,924本、中木141,823本、低木583,167本の合計770,914本（2022年3月31日現在）が植栽され、美しい街並みを形成し都市景観の向上に効果をあげています。

樹種は、市民の木であるシダレヤナギや市の花木ツツジのほか、フェニックス通りやけやき通りなど、特色ある路線があります。



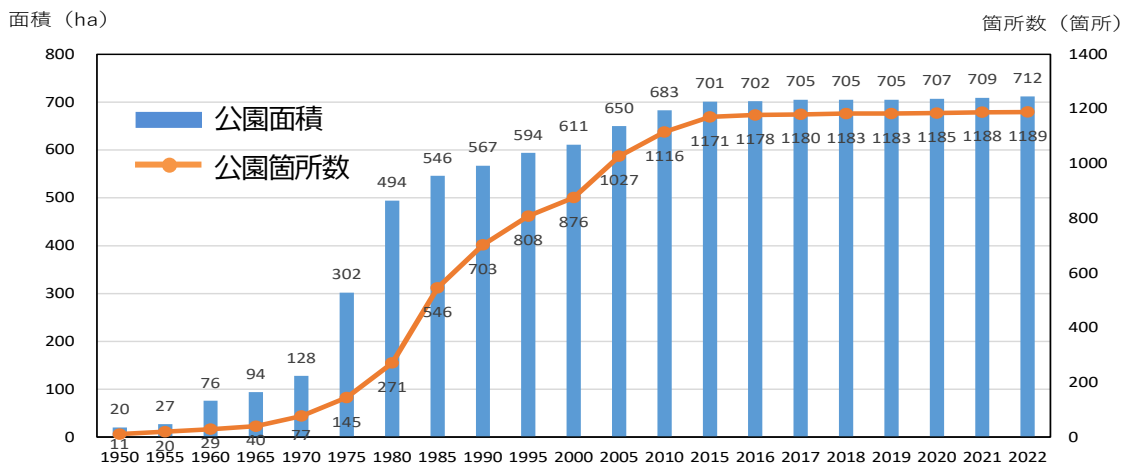
写真：街路樹（けやき通り）

(5) 都市公園等の整備状況

1) 面積・箇所数

本市内の公園の歴史は、かつて「高師の浜」と呼ばれた景勝地であった場所が、1873年に太政官布達により制度上初の公園、「浜寺公園」として誕生したことに始まり、次いで1879年には大浜公園が誕生しました。戦後は戦災復興都市計画により大仙公園を始めとする主要な公園が計画され、戦災復興事業によってザビエル公園や土居川公園などが整備されました。

その後、昭和30年代後半からは大仙公園事業が着手され、泉北ニュータウンの開発をはじめとした高度経済成長期の新住宅市街地開発事業等に伴う多数の公園整備などにより、昭和40年代後半から急速に都市公園の面積及び箇所数を増やしてきましたが、近年の面積・箇所数の推移は横ばい傾向にあります。



都市公園の整備状況

都市公園の現況 (2022年3月31日現在)

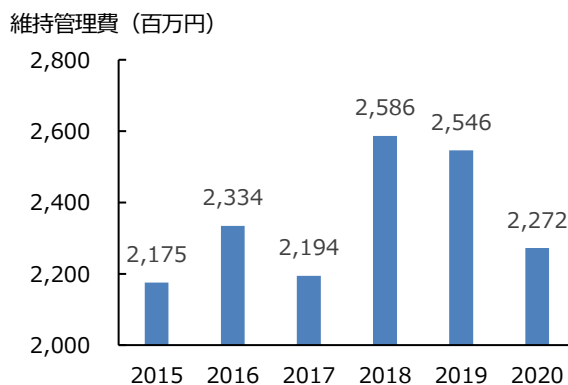
種別			都市計画決定公園		その他の都市公園		公園緑地等合計			
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	1人当り (㎡)	
堺市管理	住区基幹公園	公共緑地			60	0.60	60	0.60	0.01	
		広場			391	6.63	391	6.63	0.08	
		幼児			366	18.92	366	18.92	0.23	
		街区	129	35.18	134	26.00	263	61.18	0.75	
		小計	129	35.18	951	52.15	1080	87.33	1.07	
		近隣	34	94.68	6	8.24	40	102.92	1.26	
		地区	8	28.03			8	28.03	0.34	
		小計	171	157.89	957	60.39	1128	218.28	2.67	
		都市基幹公園	総合	6	96.24			6	96.24	1.18
	運動		2	34.66			2	34.66	0.42	
	小計		8	130.90	0	0.00	8	130.90	1.60	
		特殊公園	風致	3	28.11			3	28.11	0.34
	歴史				1	0.91	1	0.91	0.01	
	墓園		1	14.74			1	14.74	0.18	
	小計		4	42.85	1	0.91	5	43.76	0.54	
		公園合計	183	331.64	958	61.30	1141	392.94	4.81	
		緑道	3	52.11	8	3.39	11	55.50	0.68	
	都市緑地	3	81.17	30	18.78	33	99.95	1.22		
	緩衝緑地	1	6.43			1	6.43	0.08		
	都市林			1	17.19	1	17.19	0.21		
	緑地合計	7	139.71	39	39.36	46	179.07	2.19		
	合計	190	471.35	997	100.66	1187	572.01	7.00		
大阪府管理	大規模公園	広域	2	140.30			2	140.30	1.72	
		小計	2	140.30	0	0.00	2	140.30	1.72	
	合計	2	140.30	0	0.00	2	140.30	1.72		

2) 維持管理の状況

本市では、大部分の都市公園を公園愛護会と市の協働により維持管理し、花のボランティアなど市民による緑化活動を推進しています。また、一部の都市公園では指定管理者制度を導入し、事業者や NPO 法人等との公民連携により管理運営しています。

維持管理費については、近年は減少傾向にありますが、整備から 30 年以上経過する都市公園が多く公園施設の老朽化が進行することなどから、アセットマネジメントの手法を取り入れた公園施設長寿命化計画を策定し、計画的・効率的な公園施設の維持管理の推進に取り組んでいます。

また、適正な維持管理を行うための新たな財源の確保やノウハウや資金といった民間活力の導入を推進しています。



都市公園の維持管理費の推移

3) 利活用の状況

2019 年度に堺市では初めての P-PFI を大運公園で導入し、地域住民と育て、幅広い世代が活用できる公園空間とするため、旧すえむら資料館の改修等を行い、泉ヶ丘周辺の活性化に寄与しています。

また、大仙公園でも P-PFI を導入し、百舌鳥古墳群への来訪者及び市民への双方が快適にくつろぐことのできる飲食施設、古墳関連商品や堺の伝統産品等のお土産品を通じて堺市の歴史や文化の魅力を発信する物販施設を整備し、百舌鳥古墳群への来訪者及び市民の双方が快適に滞在することができる環境を創出しています。

2022 度には原池公園で、P-PFI と指定管理者制度を併用し事業者公募を行いました。初心者用スケートボードパークや席数 600 席を有する全天候型バーベキュー施設の整備を行い、利用者サービスの向上を図っています。また、指定管理者による公園内でのイベント、周辺地域と連携したイベントを行い公園の賑わいの創出に寄与しています。



写真：大運公園



写真：大仙公園 (ICOROBA Cafe Terrace)

(6) 農地の状況

市街化調整区域に広がるまとまりある農地は、都市近郊において自然豊かで貴重な田園景観を形成しています。特に段丘の緑や水田の間にきらめくため池がアクセントとなり独特の景観を形成しています。ため池のなかには、千年以上の歴史を持つものもあり、周囲の植生とともに良好な水辺環境や地域を特徴付ける景観を形成し、多様な生き物の生息空間になっています。また、洪水調節機能により治水上也重要な役割を担っています。



写真：稲刈り体験

本市の農地面積は、大阪府内の農地面積の約 9%を占めており、市町村別順位では 1 位となっています。農空間の保全や活用に関して、本市では次の取組が行われています。

1) 防災協力農地登録制度

防災協力農地は、地震などの大規模な災害が発生したときに、農地を避難空間や災害復旧用資材置場などとして利用するため、農家の方からの協力申出によりあらかじめ農地を登録し、災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てる用地を確保することを目的としています。

2) 貸し農園

本市には、農業者の指導のもとに市民が農業体験を行い、相互の交流を深める一方、農地の有効活用に寄与する「まちづくり体験農園」があります。

また、特定農地貸付法による市民農園の開設は、これまで市や農業協同組合に限られていましたが、遊休農地の増加が問題になる中で、2005 年 9 月に特定農地貸付法の一部を改正する法律が施行され、農家及び農地を持たない個人・NPO 法人や民間会社等多様な者による市民農園を開設することが可能となりました。市内には、この改正に伴う「市民利用型農園」もあります。さらに、堺市立フォレストガーデンにある市民菜園内に、モデル農園としての園芸福祉農園[※]が開設されています。

3) 生産緑地

本市では、市街化区域内の農地を計画的に保全する地区である生産緑地区を指定しており、本計画策定時点で 793 地区、141.36ha が指定されています（2022 年 12 月 9 日時点）。

2018 年には、都市農地が有する緑地機能、防災機能等の多面的な機能の向上を図り、良好な都市環境の形成に資するために、生産緑地の面積要件を 300 m²に引き下げています。

また、生産緑地指定後 30 年が経過した農地については、特定生産緑地制度を設け、引き続き都市農地の保全を図るための指定を進めています。

4) 農空間保全地域制度

大阪府では、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（2008 年 4 月施行）に基づき、農業者だけでなく府民の幅広い参加による農空間の保全と活用を図るために「農空間保全地域制度」を定めています。

※1【園芸福祉農園】農園芸作業の持つリハビリテーション、授産、交流等の福祉的効用を踏まえ、地域の作業所、授産施設や関係者と連携を図りながら、障害者等が農園芸作業や収穫の喜び、収穫物の消費・販売・加工活動等を通じて、健康の維持・増進、いきがいを見出す等 QOL（生活の質）の向上やコミュニティの形成が行える、いわば、屋外でのデイ・ケア空間として整備・運営するもの。

(7) 都市緑化の状況

1) 工場立地法における敷地外緑地制度

「工場立地法における敷地外緑地制度に関するガイドライン」に基づき、現に設置されている工場のうち一定の要件を満たす工場を対象として、新たに生産施設を増設する際に必要となる、新たな緑地の確保が敷地内だけでは困難な場合に、緑地保全のための負担金を市に対して支払い、南部丘陵の緑地保全に貢献することで、工場敷地内の緑地を増やした場合と同程度の効果を持つものと認める制度です。



出典：緑の工場ガイドライン

2) 堺市緑の保全と創出に関する条例

環境と共生する都市形成を図る取組が求められる中、緑の保全と創出について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、緑の保全と創出に関する基本的施策を定め、都市緑地法をはじめとする都市における自然的環境の整備を目的とする法令とあいまって、これを総合的かつ計画的に推進し、緑豊かでうるおいのある良好な都市景観の形成を図るため、本条例を制定しました。

条例に基づき、良好な住環境の促進等のため、建築行為等に係る緑化義務を規定し、開発区域における緑化確保の指導などを行います。



写真：堺市電とツツジ（大道筋）

3) 緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度を行っています。

地域ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観のレベルが向上し、住民の豊かな生活の実現と、資産価値の向上が見込めます。また、運営委員会を設置し、皆で緑化活動や管理作業を行うため、住民間のコミュニケーションが高まります。

また、都市緑地保全法に基づく緑地協定の締結を推進するため、緑地協定を締結する地域へシンボル樹木を助成する支援などを行います。法律に基づき市が認可するため、長期間にわたりその緑を保てます。



写真：緑地協定による公園

(8) 緑に関する活動や支援策

本市では、「平成の森づくり事業」、「花のボランティア活動推進事業」、「堺の森再生プロジェクト」や「愛護会活動」といった、市民、事業者、行政のパートナーシップによる活動を行っています。また、「堺市はなみどり基金」による支援、市民講座による緑に関する意識啓発を行っています。

緑に関する活動等一覧

分類	名称等	内容	
市民活動・CSR	平成の森づくり事業	地球温暖化対策の一環として、市民と行政とのパートナーシップにより更地から新たな樹林地を創出する事業です。1999年度に、旧建設省の新規事業として大仙公園の予定地の一角（5.1ha）が事業地として選ばれ、そのうちの約2haが市民参加の森づくりの場となっており、【堺千年の森クラブ】が中心となって公園の運営にも取り組んでいます。	
	花のボランティア活動推進事業	市民や行政が目標を共有し、パートナーシップのもと、適切に役割分担しながら、身近な地域の花飾り活動や緑化活動に取り組むものです。花のボランティア団体【花いっぱいさかい】の積極的で自主的な活動を、行政がサポートしていく形で、事業に取り組んでいます。	
	堺の森再生プロジェクト	南部丘陵に残された緑地を生き物の豊かな里地里山として再生させるために、市民や事業者と一緒に保全活動に取り組むプロジェクトです。	
	愛護会活動	公園を地域住民の共有財産と考え、行政と市民で協力して公園の清掃や除草、また、公園の施設の不具合などの報告を行っています。	
支援	堺市はなみどり基金	市民と事業者・団体等の寄付金及び市の積立金を合わせた「はなみどり基金」を使って、都市緑化事業や緑の保全事業をすすめています。	
	堺市はなみどり基金による事業	みどり活動支援事業	地域が自ら計画し取り組む花と緑の市民協働活動に対し、多様なメニューで支援します。
		花のボランティア活動推進事業（再掲）	身近な地域の花飾り活動や緑化活動に取り組む市民ボランティア活動を支援します。
		「緑の瓦版」の発行	定期発行により、はなみどり基金事業をPRします。
記念樹配付等事業		堺市民の出生、結婚、新築、還暦、入学など人生の節目に、苗木をプレゼントします。	
市民講座	里山保全ボランティア養成講座	樹林管理や田畑の整備、生物調査、間伐材を使ったクラフトなど、毎回テーマを設け、里山の保全整備に関する様々な分野についての実践的な講義を行っています。	
	堺市生涯学習まちづくり出前講座	市の事業や制度について理解を深めていただき、市の業務をより身近に感じてもらうことを目的に実施しています。緑に関する内容は、「緑の基本計画の推進」「ともに育む花と緑のまちづくり」「みんなで守ろう！堺の里地里山」「1本の植樹から」の4講座を開講しています。	

第3章 緑の課題

1. これまでの取組の成果

2018年3月改定の「堺市緑の基本計画」に位置づけられた目標や事業等の取組成果は次のとおりです。

(1) 目標値の達成状況

○緑地の確保目標

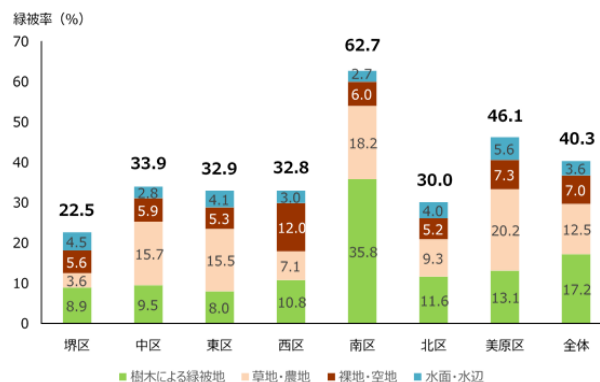
都市公園における開設区域の廃止や、開発者管理広場拡大の伸び悩み、生産緑地の減少幅が大きかった等の理由により、目標値には達しませんが、緑地は着実に増加してきました。

○樹木・樹林による緑被率の確保目標

緑被率の目標値はすでに充足していますが、緑被率は行政区ごとに地域差が大きく、緑が豊富な南区と他区とでは、緑被率に大きな違いがみられました。

○市民実感・市民参画の目標

市民意識調査（2019年）によると、緑の多さへの満足度と緑の活動に取り組んでいる人の割合は横ばい傾向であり、目標値には達しませんでした。



行政区別緑被率 (再掲)

目標値の達成状況

目標指標		前計画策定時 (2011年度末)	前計画満了時 (2021年度末)	前計画目標値 (2021年度)
緑地の確保目標	施設緑地 (ha)	1,708	1,764	1,775
	地域制緑地 (ha)	1,093	1,095	1,126
	上記計 (ha)	2,801	2,859	2,901
緑被率の確保目標	樹木・樹林による緑被率 (%)	14.9	17.2	16.4
市民実感・市民参画の目標	緑の多さへの満足度 (%)	46.7*	48.0	70.0
	緑の活動に取り組んでいる人の割合 (%)	40.2*	40.3	70.0

※2016年時点の数値

(2) これまでの取組成果や課題・方向性

- シンボルエリアや緑の骨格を育む取組として、地域の拠点となる公園の整備や古墳群の環境整備、南部丘陵の緑地保全等に取り組む、緑地面積や緑被面積は増加傾向にありますが、一方で緑の多さへの市民満足度は高まっていないことから、今後は満足度を向上させる新たな取組や既存事業の拡充が必要です。
- 身近な都市の緑を育む取組として、長期末着手都市計画公園の見直しやパークマネジメントの推進、緑化指導等に取り組む、公園や公共施設・住宅地といった、管理された緑被地は増加してきた一方で、農地や雑木林の減少が進んでいることから、身近な緑の保全に重点をおいた取組が必要です。
- ともに緑を育む絆をつくる取組として、緑地保全に関する普及啓発活動やみどり活動に対する支援・仕組みの構築等に取り組む、緑の活動に取り組んでいる人の割合を維持することができましたが、増加には至っていません。また、人口減少や高齢化が進行し、担い手が不足することが懸念される他、財政面等での課題も見込まれることから、市民や事業者等とのパートナーシップを強化する取組や、資金面を含めた民間活力の活用に重点をおいた取組が必要です。

2. 課題や情勢を踏まえた改定の視点

「第3章 1. これまでの取組の成果」を受け、改定の視点を設定します。改定の視点の設定にあたっては、「第1章 1. 計画改定の背景」も加味し設定するものとします。

■ 緑の質的向上

本市の緑地面積は増加傾向にありますが、人口減少や高齢化に伴う樹林の荒廃や農地の減少、財政制約等により快適に利用するための公園の維持管理面への懸念があることから、緑の質の維持・向上にも重点を置いた施策を展開する必要があります。

また、公園に対する量から質へのニーズの変化が求められる中、量的な目標だけでなく、緑の質をあらわす指標を設定し、量と質を共に充実させることが必要です。



写真：Mina さかい

■ 魅力ある公園の確保・充実

公園施設の老朽化や都市部の空き地・空き家の増加、自治体財政の厳しさも増す状況において、これからの時代に即した公園の配置や再編・再生などを検討し、コンパクトで賑わいのある公園整備の一層の推進を図る必要があります。

また、人が主役のウォークアブル空間等と連携した公園の利活用方針の検討や、行政主導による維持管理から多様な主体との連携・協働による経営的視点・利用者視点による公園の整備・管理運営を戦略的に推進するための検討が必要です。



写真：原池公園 (mato)

■ 公民連携による都市と緑の活性化

公園や緑に対する満足度が低い地域や、緑の活動をしたことがない若年層に対し、市民が手軽に参加し、活動できるような取組を行い、活動の裾野を広げる必要があります。

市民が少しずつでも自発的に緑に関わることができるようなやりがいと楽しみを創出する取組をさらに展開する必要があります。



写真：花のボランティア活動

■ グリーンインフラ機能強化

近年においては、短時間強雨や大雨の発生頻度の増加、都市化の影響も加わった気温上昇等の気候変動が顕在化していることから、安全な地域形成を進め、気候変動の緩和のためにも、生態系の機能を活用・評価したグリーンインフラの推進が必要です。

アーバンフォレスト等の緑豊かな景観形成、都市防災機能の向上、生物多様性の保全・向上などの観点から、拠点となる緑をつなぐ空間としての体系的な水と緑のネットワークの形成を図ることが必要です。



写真：グリーンインフライメージ

第4章 緑の将来像と基本方針

1. 基本理念

緑は、都市の環境を支える基盤ともいえるものであり、潤いのある良好な都市環境の形成を図り、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与し、魅力ある都市形成に欠かせないものです。

また、緑に象徴される自然や歴史的風土は将来も堺市民の誇りとなります。

緑豊かで潤いのある堺の実現に向けて、これまで堺を支えてきた緑の役割やその姿、仕組みに着目して緑を守り、育み、これからの堺を支えていく、より質の高い新たな緑を創り出していくために、次のとおり本計画の基本理念を掲げます。

未来を感じる緑の堺

2. 緑の将来像

基本理念に基づき、市民、事業者、行政がともに育んでいく本市のあるべき姿として『緑の将来像』を設定します。緑の将来像は、『緑のシンボルエリア』、『緑の骨格』、『身近な都市の緑』で構成しています。

○緑のシンボルエリア

緑をより豊かに次代に継承するエリア、または緑を創出するエリアについて区域を定め、重点的に取組を推進し、『緑のシンボルエリア』の形成をめざします。

○緑の骨格

緑豊かで潤いのある都市を形成するため、都市の骨組みとなる『緑の骨格』の形成をめざします。

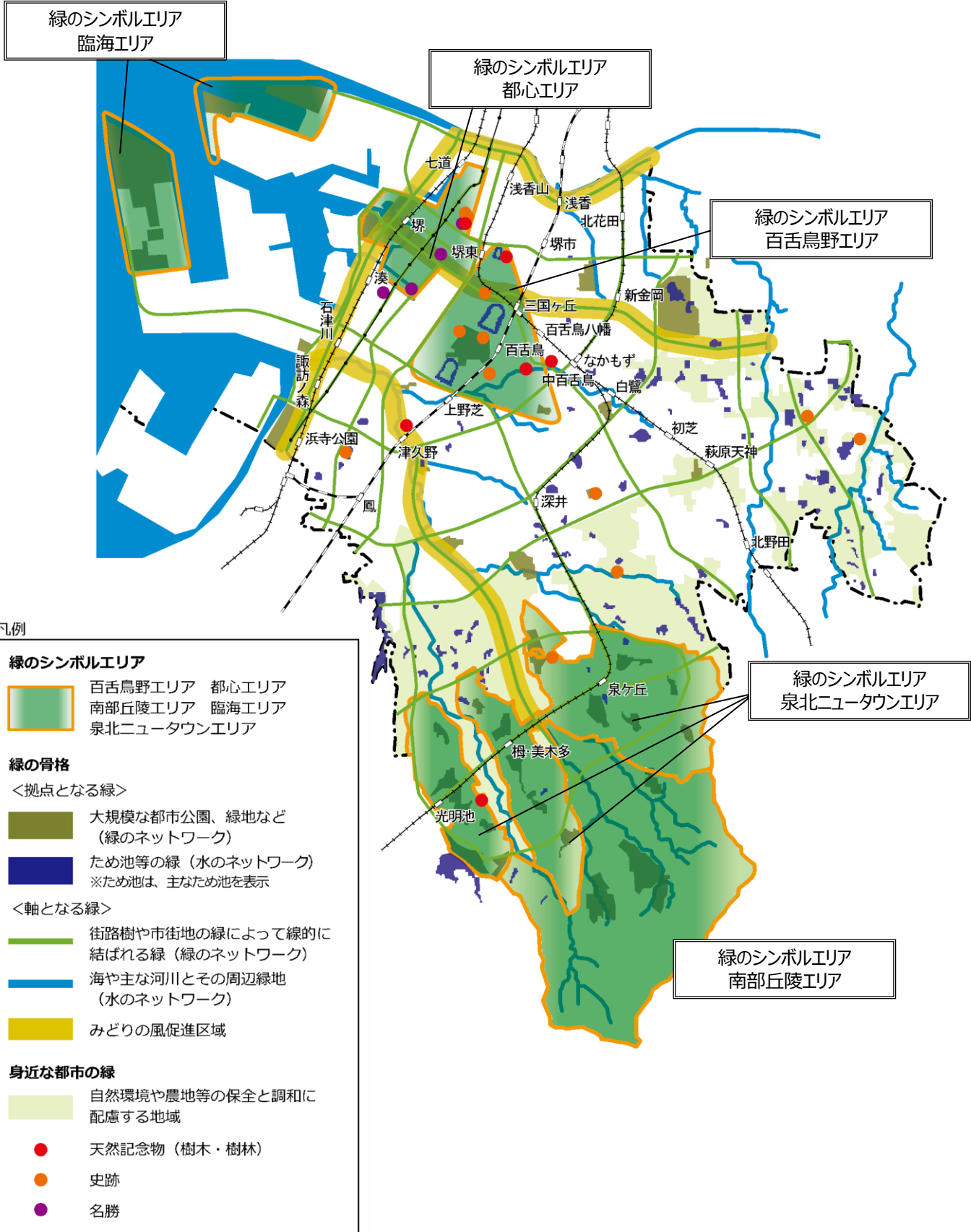
緑の骨格は、大規模な都市公園やため池、古墳などの「拠点となる緑」と、それらが街路樹や河川、鉄道と市街地の緑を中心として線的につながる「軸となる緑」で形成します。大阪湾から周辺山系、街路樹や河川、ため池の緑を中心として線的につながる緑を「緑のネットワーク」、「水のネットワーク」とし、南部丘陵から臨海部へとつながるエコロジカルネットワークを形成します。

また「みどりの風促進区域」は、軸となる道路等を中心に、沿線地域と一体的な緑化を誘導するなど、緑豊かな空間の創出を図ります。

○身近な都市の緑

地域固有の自然や社会、歴史文化を伝える緑を『身近な都市の緑』とします。

身近な都市の緑は、身近な公園や住宅等の緑、社寺境内地の古樹、農地等の緑であり、美しい都市環境を形成し、暮らしの安全・安心を高め、生活に潤いと安らぎを与えることにより、自分の住む地域の愛着を深めます。



緑の将来像図

3. 緑の基本方針

緑の将来像を実現するために、基本方針を次のように設定します。

1. ふるさと堺を代表する緑を守ります 《緑地保全》

本市では、世界遺産である百舌鳥古墳群が市街地の中の貴重な緑の資源となっているほか、人々の営みの中で守り育まれてきた南部丘陵には、市街地のすぐ近郊にありながら、雑木林、河川、ため池が育む多様な植生や動植物、農地、歴史文化資源があいまった里地里山があります。

このような緑や、臨海部や河川などの水辺、市内に点在する保存樹木等は、ふるさと堺の風土を継承する貴重な緑です。これらの今ある樹木や樹林地をできる限り減らさず次世代に引き継ぐことで、人と自然が共生する都市をめざします。

2. 活力と交流を生む緑を創ります 《公園整備・管理運営》

身近な公園は、市民にとって日常のコミュニティや休息、遊びの場としてだけでなく、災害時の避難場所や生物の生息空間としても重要な役割を担っています。また、規模の大きな公園は、本市の緑のシンボルとなります。

したがって、時代のニーズに即した公園の適正な配置に取り組み、また、新規公園の整備や既存公園の再整備の際には、公園の役割や地域性をふまえた幅広い年代に利用される公園をめざします。

また、百舌鳥野エリアや都心エリア、泉北ニュータウンエリアなど、本市を代表する市街地においては、緑あふれる都市を創ります。

3. 身近な暮らしの緑を育みます 《都市緑化》

質の高い空間の維持・創出を図るため、都市整備の中での効果的な活用や景観形成の観点をもった、都市緑化等による都市の活性化や魅力向上に取り組みます。

身近な暮らしの中で緑を感じることでできる都市の実現のために、公共施設や民有地の緑化を進めて、新たな都市の緑を育みます。

4. 市民や事業者とともに緑の輪を広げます《公民連携》

緑豊かな都市の実現のためには、市民と事業者、行政が、それぞれの役割を担いながら良好なパートナーシップを築くことが大切です。

市民の緑に対する関心を高め、身近な自然環境などを学び体験できるような取組を行い、市民とともに緑の輪を広げていきます。

また、事業者との連携による行政サービスの向上、きめ細かな緑地の保全・創出の視点から、民有地を含めた総合的な緑の都市形成を推進します。

4. 緑の目標

基本理念・基本方針に基づき、基本方針ごとに、市民、事業者、行政がともに育み、将来確保すべき緑地等の目標を設定します。

1. ふるさと界を代表する緑を守ります《緑地保全》

指標	現状値 (2021年度末)	目標値 (2031年度)	考え方
樹木・樹林による緑被率	17.2%	現状値以上	一定の区域面積に対する樹木・樹林に被われた面積の割合 概ね10年ごとに空中写真を撮影し、その写真をもとにしたデータを画像解析し、緑で覆われた面積を判読・抽出
緑地の確保目標	2,859ha	2,874ha	施設緑地（公園や公園的な緑とオープンスペースを有する施設）と地域制緑地（土地所有者など市民や事業者の協力により保全される緑地）の面積

2. 活力と交流を生む緑を創ります《公園整備・管理運営》

指標	現状値 (2021年度末)	目標値 (2031年度)	考え方
身近な公園や広場の充足度	8.71㎡/人	9.6㎡/人	公園整備面積と将来推計人口から算出した一人当たり公園面積
大仙公園の居心地の良さ (大仙公園に60分以上滞在する人の割合)	12.3%	17.0%	居心地が良い公園にするため、来園者の内、平均在園時間※である約60分以上滞在する来訪者の割合を、携帯電話事業者の位置情報ビッグデータに基づく全人口推計（拡大推計）により算出 (※国土交通省 都市公園利用実態調査より)

3. 身近な暮らしの緑を育みます《都市緑化》

指標	現状値 (2021年度末)	目標値 (2031年度)	考え方
都市部における緑地面積	2,264ha	2,279ha	市全域から南部丘陵エリアを除いた緑地面積

4. 市民や事業者とともに緑の輪を広げます《公民連携》

指標	現状値 (2021年度末)	目標値 (2031年度)	考え方
緑地保全・緑化推進に関する活動を行った団体数	71団体	100団体	市民活動を行う団体数や緑地保全・緑化推進に関する活動に取り組む事業者の団体数

第5章 緑の施策

1. 施策の体系

(1) 施策の方向性

緑の将来像の実現に向けて設定した4つの基本方針と、すべての施策間に共通する4つの方向性に基づいて、緑の施策を展開します。

すべての施策間に共通する4つの方向性とは、第1章の計画改定の背景でも述べているように、緑行政をめぐる近年の社会情勢をふまえた視点をさします。

1つ目は、SDGsの達成です。

本市は、2018年6月に国からSDGs未来都市に選定されています。本計画では、「SDGs未来都市計画(2021～2023)」とともにSDGsの17のゴールの達成に向けて、緑の施策からアプローチしていくことをめざします。

2つ目は、グリーンインフラの取組です。

市民の暮らしの中で水と緑が持つ多様な機能を活かし、都市の魅力向上に取り組んでいくことをめざします。

3つ目は、気候変動対策や生物多様性の確保です。

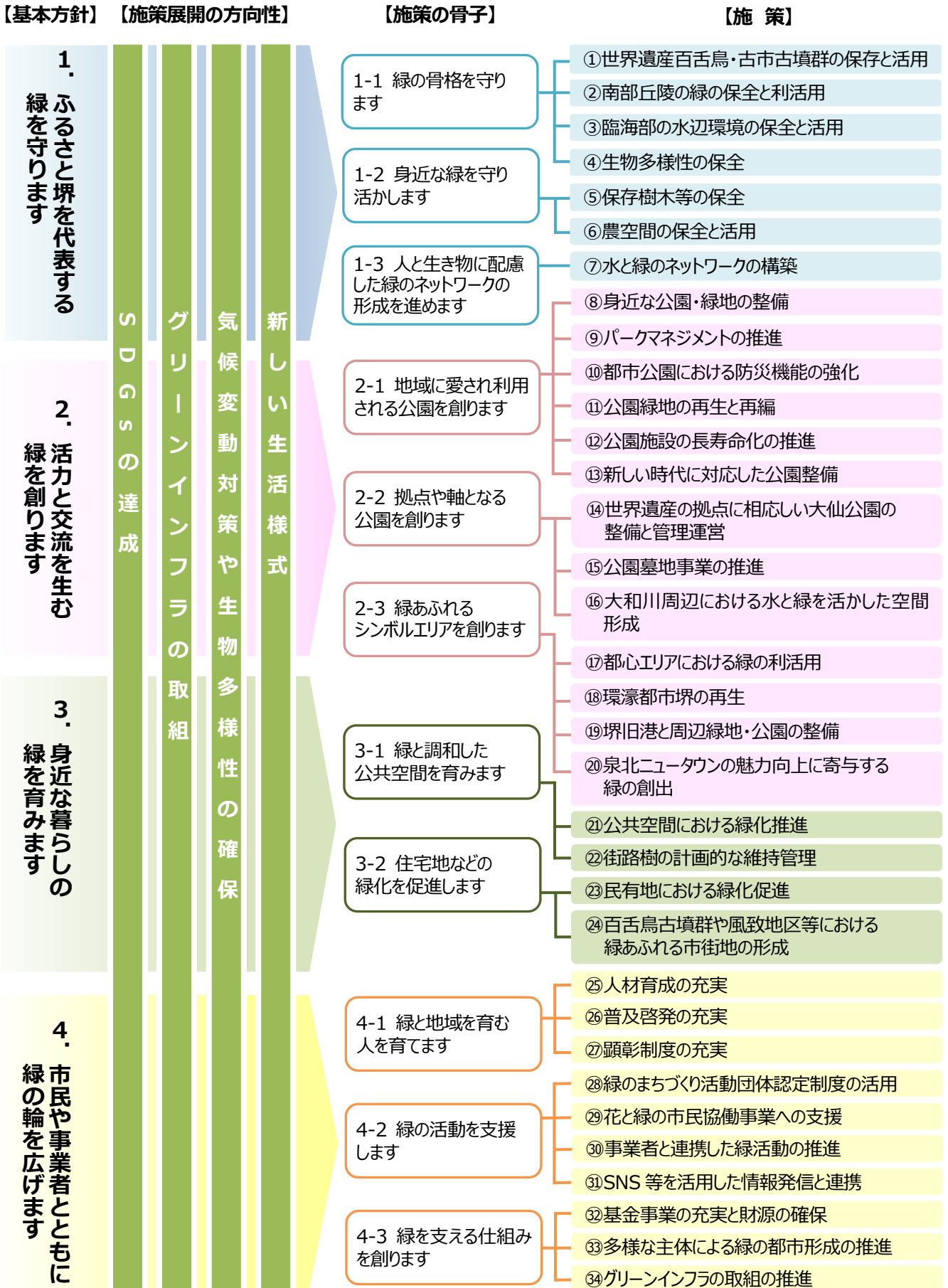
気候変動への対応、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等における緑とオープンスペースの確保は全国的な課題となっており、これらの課題に対応した施策を展開していくことをめざします。

4つ目は、新しい生活様式です。

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした、都市公園等のオープンスペースとしての価値の再認識や、街路空間と連携したウォークアブルな空間の形成をめざします。

各施策の骨子及び施策を展開するにあたっては、これらの4つの方向性の趣旨を十分反映させることで、緑の将来像の実現をめざします。

(2) 施策の体系図



2. 具体的な施策

■基本方針1 ふるさと堺を代表する緑を守ります

1-1 緑の骨格を守ります

【現況】

- 本市の緑の骨格を構成する緑地としては、百舌鳥古墳群や南部丘陵、臨海部などがあげられます。
- 百舌鳥古墳群には、緑に覆われた墳丘や濠が今も残り、古墳の周囲にも社寺等と緑が一体となった百舌鳥八幡宮のくす（大阪府指定天然記念物）、方違神社のくろがねもち（同）などの貴重な歴史文化資源が残っています。
- 南部丘陵は、市街地の近郊にありながら、雑木林や河川、ため池が育む多様な植生や動植物（堺市レッドリストに掲載される生き物が多数生息）、農地、歴史文化資源があいまった里地里山で、本市の水系の背骨となる石津川水系の水源にもなっています。櫻井神社や感應寺、法道寺をはじめとする歴史的な資源が点在しているだけでなく、堺自然ふれあいの森や堺公園墓地、ハーベストの丘など、豊かな自然を活かしたレクリエーションや環境学習としての施設も立地しており、市民活動団体による緑地保全活動や地域の小学校と連携した環境活動が行われています。
- 臨海部は、「共生の森づくり」や堺浜ふれあいビーチの創出、人工干潟の整備が進められており、野鳥や海生生物の生息地となっています。

【施策】

①世界遺産百舌鳥・古市古墳群の保存と活用

地域社会と共存しながら1600年にわたり守り、受け継がれてきた百舌鳥古墳群を次世代に継承するため、市民や事業者などとの協働のもと、古墳を確実に保全します。

古墳が存在する他の自治体との連携を進め、日本全国に16万基以上存在するといわれる古墳の代表として、古墳時代の文化を物語る百舌鳥古墳群の価値を、市民や来訪者に伝達します。



写真：世界遺産百舌鳥・古市古墳群

②南部丘陵の緑の保全と利活用

南部丘陵は本市でも唯一の豊かな里山環境が残された貴重なエリアです。多様な生物が生息する「里地里山」として、子どもたちの「環境学習」の場として、地域文化を継承する「原風景」として、CO₂を吸収する「クールダム」として、そして本市を流れる石津川の「源流域」として、市民にとっても非常に大切な緑地です。

また、大阪府の「生物多様性ホットスポット」のAランク（2014年3月）に選定されたエリアであり、環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山[※]）」（2015年12月）にも選定されています。

南部丘陵の豊かな自然環境の保全を図るため、「都市緑地法」や「堺市緑の保全と創出に関する条例」などに基づく緑地保全制度を活用し保全します。また、里山管理活動など市民や事業者との協働の取組により、樹林、農地、ため池などの里山的環境の保全に努めます。

※【重要里地里山】環境省は2015年に「生物多様性保全上重要な里地里山」（略称：重要里地里山）として全国500か所を公表。人の働きかけにより形成された里地里山は多くの生き物を育む身近に存在する豊かな自然である。こうした豊かな里地里山が地域の宝として次世代に引き継がれるための地域の活動を促進することが選定のねらい。

③臨海部の水辺環境の保全と活用

海洋は CO₂ 吸収源として機能し、生物多様性の確保において重要な役割を果たします。

臨海部においては、「共生の森づくり」や自然環境の再生をめざした生物調査や水質調査、人工干潟の整備、北泊地の水環境改善にあわせ、人工海浜などの親水空間の整備に取り組み、豊かな自然に触れ、やすらぎ、交流できる空間の形成を進めます。



写真：海とのふれあい広場

④生物多様性の保全

生物多様性・堺プランに基づき、豊かな生物多様性を将来へ継承するため、適切な保全・管理を進め、市内の生物多様性を維持する上で重要な地域を守ります。



1-2 身近な緑を守り活かせます

【現 況】

- 市街地においては、古墳、社寺、屋敷の緑が貴重な緑資源となって残されていますが、それらの多くは民有地にあります。これらの緑は、周辺が住宅化されたことや所有者管理の負担、相続に伴う売買などにより、消失または維持管理が行き届いていないところも見受けられます。
- 水田やため池などの農空間は、多様な生き物の生息・繁殖の場ともなっていますが、開発等により部分的に減少しています。

【施 策】

⑤保存樹木等の保全

市内には歴史的な資源が点在しており、そこには市指定の保存樹木等が保全されています。「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づき、保存樹木等の保全について、樹木医の派遣等を行い、アドバイスを行うなど、必要な支援を行います。



写真：屋敷林

⑥農空間の保全と活用

都市環境や防災など多面的な視点も踏まえ、多様な主体と連携した農空間の保全を進めます。また、市民農園や南部丘陵などに残された豊かな農空間において、市民が農にふれあう機会の拡大を進め、農地・農空間の保全と農地の有効活用に取り組みます。

また、市街化区域内の農地については、農地が持つ多面的な機能を効果的に発揮させるため、生産緑地制度を活用した農地の保全を図ります。

1-3 人と生き物に配慮した緑のネットワークの形成を進めます

【現 況】

- 本市の北部には大和川が流れ、都市において自然の潤いが感じられる貴重なオープンスペースとなっています。
- 泉北ニュータウンにおける道路や都心部と泉北ニュータウンを結ぶ主な幹線道路は、街路樹が計画的に植栽され、良好な都市環境に寄与しています。
- 堺らしい自然環境である森・里・川・海の生態系が有機的につながり、市域の生態系ネットワークが形成されることにより、生物多様性がより豊かになることが望まれています。

【施 策】

⑦水と緑のネットワークの構築

南部丘陵から臨海部へとつながるエコロジカルネットワークの形成に向けて、緑や水のネットワークを広げます。幹線道路の沿道においては、街路樹による緑化や民有地における緑化の推進などにより、軸となる緑の形成に努めます。

海や河川では、市民参加による美化活動や自然環境保全活動、河川の整備などにより、生き物の生息に配慮するなど、潤いが身近に感じられる良好な河川環境の形成を進めます。

また、連続した緑に留まらず、周辺の公共施設や民有地を含む緑を飛石状に繋げることで、緑を感じることができる空間形成に取り組みます。

これらの多様な主体による流域連携等を通じて、水と緑を活かした広域的なエコロジカルネットワークの取組を推進します。



写真：南部丘陵



写真：堺第 7-3 区（共生の森）

■基本方針2 活力と交流を生む緑を創ります

2-1 地域に愛され利用される公園を創ります

【現況】

- 本市では、これまで地域に親しまれる身近な公園として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の整備に取り組み、計画策定現在 1128 箇所、218.28ha の住区基幹公園が整備されていますが、人口減少・高齢化など社会情勢が大きく変化する中で、都市公園に対する期待やニーズも多様化してきており、地域での都市公園の役割も様々です。
- 老朽化が進む公園施設への対策や、新型コロナウイルス感染症の影響により、都市公園を含む緑のオープンスペースの重要性が改めて認識されています。

【施策】

⑧身近な公園・緑地の整備

地域に親しまれる身近な公園である都市計画公園は、都市計画公園整備プログラム（案）に基づいて整備を推進します。また、「都市緑地法」及び「堺市緑の保全と創出に関する条例」に基づく市民緑地制度を運用した市民緑地制度の普及、啓発を行います。

また、中区のシンボルとなる施設を整備し、中区の有する多様な地域資源を活かした取組との連携により、多様な世代が集い交流する賑わいを創出するため、水賀池公園の再整備を推進します。

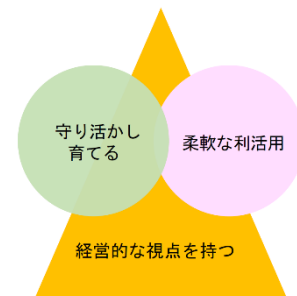
新金岡地区においては、大規模団地の建替等に合わせ、地区の魅力である公園と緑道からなる緑のネットワークについて、公園や駅へのアクセス性の向上をめざし、充実を図ります。



写真：三ヶ丘公園

⑨パークマネジメントの推進

堺市パークマネジメント計画に基づき、市民や地域団体、NPO 法人、事業者などの多様な主体との連携・協働により利用者の視点・経営的視点に立った都市公園の管理運営を戦略的に推進することで、より質の高い公園サービスを提供し、都市公園の活性化を図ります。



出典：パークマネジメント計画基本方針

⑩都市公園における防災機能の強化

広域避難地の機能を有し、地域の拠点となる都市公園（地区公園）のひとつである天神公園において、事業認可区域の公園整備を完了させます。

また、広域避難地及び一次避難地の機能を有する都市公園のうち開設公園において、防災トイレの整備を順次進め、危機管理部局と連携し、都市公園が担う防災機能の強化を図ります。



写真：防災トイレ

⑪公園緑地の再生と再編

高齢化や人口減少などの社会の変化にともない、多様化するニーズに対応するためには、健康増進や子育てしやすい環境に配慮した、子どもから高齢者までの幅広い世代に愛され、地域コミュニティの核となるような公園が求められます。したがって、既存公園については、統廃合を含めた再配置や再生に取り組むことを検討します。



写真：大運公園

⑫公園施設の長寿命化の推進

本市の公園は、開設から30年以上経過したものが約62%を占めており、10年後にはそれが約78%に達する見込みです。

そのため、急速に老朽化が進んでいく公園施設に対して、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を進めることにより、維持管理費の平準化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。



写真：老朽化した遊具

⑬新しい時代に対応した公園整備

新型コロナウイルス感染症の影響により、都市公園を含む緑のオープンスペースについても、アフターコロナ、ニューノーマルに対応した公園整備が求められます。換気の悪い密閉空間を避け、心身の健康維持を図る場所として、公園等のオープンスペースとしての重要性が改めて認識されていることから、新たな利用ニーズを満たす整備を検討していきます。

また、気候変動に伴う都市の浸水被害を抑制するために、下水道施設への負荷軽減に資するような、グリーンインフラとしての公園面積の増加に努めます。

バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者の健康増進とフレイル予防を目的とした居心地がよく、歩きたくなるような公園や、すべての人が一緒に遊んだり、利用できるインクルーシブな公園の整備に取り組みます。

また、公園に関する情報についても、すべての人が利用できるようオープンデータ化し、公民の多様な主体が持つデータと連携して情報の価値を高め活かすことで、新たな市民サービスの創出や都市魅力の向上に繋がります。



出典：全国都市公園整備促進協議会

2-2 拠点や軸となる公園を創ります

【現況】

- 本市には、総合公園や運動公園のほか、府が管理する広域公園等の緑の拠点となる公園が整備されています。
- 堺区、西区にまたがる大仙公園をはじめ、北区では大泉緑地や金岡公園、中区では原池公園などがあります。
- 大仙公園は、本市のシンボルパークとして整備が進められて、市街地の森の形成を通じ、市民主体の組織「堺千年の森クラブ」が中心となって市民協働による植樹などの公園の運営にも取り組んでいます。
- 大泉緑地のかきつばた園、浜寺公園や東雲公園のバラ園、浅香山緑道のツツジ、白鷺公園のハナショウブ、荒山公園の梅林などの花のみどころがあります。

【施策】

⑭世界遺産の拠点に相応しい大仙公園の整備と管理運営

世界遺産に登録された百舌鳥・古市古墳群を活かした、百舌鳥野の風景形成を行うため、大仙公園基本計画に基づき整備を進めます。各古墳への眺望を確保し、開放感のある景観を形成し、古墳の緑と公園の緑が調和した、まとまりのある緑地空間を形成します。

また、シンボルパークに相応しい、魅力あふれる公園整備を行うため、都市公園としての本来の機能を発揮し、市民や国内外からの来訪者をもてなすために周辺の景観と調和した、飲食・物販施設や休憩施設など一体的な管理運営を行います。さらに、堺市パークマネジメント計画に基づき、従来の行政主導の維持管理から転換し、事業者など多様な主体による管理運営の導入を進めます。



写真：大仙公園

⑮公園墓地事業の推進

堺公園墓地基本計画に基づいて、里地里山環境にふさわしい公園墓地事業を推進します。また、指定管理者制度の導入についても検討します。



写真：合葬式墓地（イメージ図）

⑯大和川周辺における水と緑を活かした空間形成

浅香山緑道のツツジや大和川左岸沿川の桜並木を、本市の北縁を飾る花の見どころとし、沿川において整備が行われる（仮称）大和川サイクルラインとともに花や緑とふれあえ、潤いと安らぎのある住みよい生活環境を創出し、大和川エリアに市外から来られる方々のおもてなし空間を形成します。



写真：ツツジ並木（浅香山緑道）

2-3 緑あふれるシンボルエリアを創ります

【現 況】

- 都心エリアには、堺旧港や環濠の名残をとどめる内川・土居川の親水空間や、堺市営で最も古い大浜公園、フランスコ・ザビエルにゆかりあるザビエル公園など、自然と歴史が感じられる憩いの空間が形成されています。
- 南宗寺や祥雲寺、妙國寺などの社寺等と緑が一体となった貴重な歴史文化資源が残っています。
- 大小路シンボルロードは、ケヤキ並木によるシンボル性の高い道路景観を形成しており、フェニックス通りは、日本の道 100 選に選ばれた道路で、街路樹のフェニックスは、戦後復興のシンボルとして植樹されて以来大きく育ち、特徴ある景観となっています。
- 泉北ニュータウンでは、公園や緑地が計画的に配置整備されているほか、緑道と公園の園路がネットワークを形成しており、市民の憩いの空間となっています。

【施 策】

⑰都心エリアにおける緑の利活用

市街地において雨水流出抑制機能を設けることは、地上に降った雨水を下水道に直接放流せず一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持ち、水質浄化、修景・緑化、ヒートアイランド現象の緩和などの効果が期待できます。

都心エリアにおいて、暑熱環境の緩和に向けて憩いの空間を形成する都市公園、広場や特徴ある景観を形成するアーバンフォレスト等を適切に管理し、気候変動対策に寄与する緑陰空間の形成を進めます。また、人が集う魅力的な都心エリアの実現に向けて、公共空間等を活用し、多様な人が安全・快適に過ごせるウォーカブルな空間の形成を推進します。

⑱環濠都市堺の再生

環濠エリアにおける歴史文化資源等を活かした公民連携の取組等を進めることで、賑わいを創出し、都市魅力の向上を図ります。これにより、市民の本市への愛着や誇りを醸成し、また交流人口・定住人口の増加をめざします。



⑲堺旧港と周辺緑地・公園の整備

堺旧港周辺では、歴史文化資源の更なる活用や賑わいの創出、景観の配慮、大浜公園や旧堺燈台など堺旧港全体の回遊性の向上に取り組みます。

大浜北町市有地では、海辺で憩い海を眺める魅力的な賑わい施設や親水空間を整備します。回遊性の確保、緑地・公園の利用促進、海辺景観の向上、市有地や親水護岸等の活用による賑わい創出等に取り組みます。



⑳泉北ニュータウンの魅力向上に寄与する緑の創出

泉北ニュータウンは、計画的に整備された大規模な緑が、自然系の緑地と一体となって、市街地の貴重な緑となっていますが、泉北ニュータウンのまちびらきから 50 年以上が経過し、過密化・巨木化した樹木が道路や民地への越境や日照障害などの問題を起し、環境面や安全面において、影響を及ぼしている箇所等については、間伐・更新による環境改善を行い、泉北ニュータウンの新たな価値となる緑を創出します。

公園については、近畿大学医学部等の開設を見据え、田園・三原公園の再整備やビッグバン・泉ヶ丘公園の一体活用により、泉ヶ丘駅周辺において、利用者やすべての生き物にとって、魅力的な緑の空間を形成します。

■基本方針3 身近な暮らしの緑を育みます

3-1 緑と調和した公共空間を育みます

【現況】

- 「堺市緑の保全と創出に関する条例」では、市が設置又は管理する道路、河川、公園、庁舎等の施設の緑化に努めるものとしています。

【施策】

①公共空間における緑化推進

屋上緑化や壁面緑化は、都市におけるヒートアイランド現象の緩和、美しく潤いのある都市空間の形成、都市の脱炭素化等に寄与します。

行政施設や教育施設等の公共空間においては、グリーンインフラとしての緑を積極的に取り入れ、気候変動の緩和策および適応策や生物多様性向上のモデルとなるような緑化を推進します。



写真：公共施設の緑化（堺市総合防災センター）



写真：街中にある緑陰空間（大小路通り）

②街路樹の計画的な維持管理

街路樹には、都市に自然と四季をつくる機能や生活環境の保護、交通安全の確保などの役割があります。

本市が管理する街路樹の計画的な維持管理（剪定、更新、健全度調査、維持管理手法の検討）により、道路交通の安全性を確保し、景観や環境などに配慮した快適な道路空間の形成を図ることで自然災害に備えた気候変動適応対策に寄与します。



写真：泉北ニュータウンの街路樹



写真：けやき通りの街路樹

3-2 住宅地などの緑化を促進します

【現 況】

- 一定規模以上の開発を行う場合に、都市計画法及び堺市開発行為等の手続に関する条例の規定に基づき設置される広場等の助言、指導を行い、堺市緑の保全と創出に関する条例に定める「建築行為等に係わる緑化義務」に基づき、公園・緑化等の技術的な指導や助言を行うことで良好な住環境の創出を図っています。
- 風致地区において、風致に影響を及ぼすような行為（建築物の建築や宅地の造成など）を行う場合には、「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく規制により、良好な住環境の維持を図っています。

【施 策】

②③ 民有地における緑化促進

民有地の緑化支援及び市民の緑化意識向上に寄与する記念樹配付等事業は、大阪府の取組とも連携を図り、利用者の拡大をめざします。なお、記念樹には堺らしさを考慮した樹木を配付することを推進します。

堺市宅地開発等に関する指導基準や工場立地法に基づく緑化指導、緑地協定制度を促進します。



写真：民有地の屋上緑化

②④ 百舌鳥古墳群や風致地区等における緑あふれる市街地の形成

百舌鳥古墳群周辺地域において、世界遺産に相応しい良好な都市景観の形成を図ります。

また、大仙、浜寺風致地区においては「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく緑化指導を行い、生活に潤いを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持します。



写真：大仙風致地区

■基本方針4 市民や事業者とともに緑の輪を広げます

4-1 緑と地域を育む人を育てます

【現況】

- 「堺市はなみどり基金」により、みどり活動支援事業、花のボランティア活動推進事業、緑地協定の締結支援、「緑の瓦版」の発行、記念樹プレゼント等を行っています。

【施策】

㊸人材育成の充実

里山保全ボランティア養成講座等を通じて、緑化や緑地保全活動に取り組む人材を発掘、育成します。

また、市民による公園の清掃や除草など、公園管理における愛護活動を支援し、大仙公園における平成の森の整備や堺自然ふれあいの森における公園整備など、公園における市民活動への支援を行います。



写真：堺自然ふれあいの森での環境学習

㊹普及啓発の充実

都市緑化の情報発信や市民や事業者の活動拠点として、都市緑化センターによる魅力的なプログラム提供、講習会や展示等を行います。また、大仙公園の賑わいに寄与する都市緑化の核となる施設をめざします。

堺自然ふれあいの森は、南部丘陵の中心部に位置し、「森の学校」をテーマに、人と里山との新しい関わり方を学び、里山文化を継承する場として公園整備を進めています。南部丘陵の緑地保全における拠点施設として、敷地内だけの活動にとどまらず、周辺地域の豊かな里地里山の環境を次世代に継承していくため、引き続きボランティア育成や市民活動などと連携した緑の普及啓発に努めます。



写真：都市緑化センターでの講習会

㊺顕彰制度の充実

「緑のまちづくり活動」やその他緑の保全と創出について功績のあった個人、団体及び事業者を表彰することにより、個人、団体及び事業者の意識醸成を図ります。



写真：緑化祭での表彰式

4-2 緑の活動を支援します

【現 況】

- 本市では、「平成の森づくり事業」や「花のボランティア活動推進事業」、「堺の森再生プロジェクト」といった、市民、事業者、行政のパートナーシップによる活動を行っています。
- Society 5.0 の提唱や感染症の拡大による生活様式の変化等により、社会全体で様々なデジタル技術・データの活用が加速しています。公園緑地分野においても、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による公園の利便性・快適性の向上や、魅力の発信等が求められます。
- 本市では、ホームページや SNS を活用した情報発信に取り組んでいます。

【施 策】

⑳ 緑のまちづくり活動団体認定制度の活用

「緑のまちづくり活動団体認定制度」を活用し、緑地の保全・回復、緑化推進や公園の管理又は運営に参画する市民を「緑のまちづくり活動団体」として認定し、自主的かつ継続的に緑のまちづくり活動が実践されるように促します。



写真：活動状況

㉑ 花と緑の市民協働事業への支援

市民の花と緑の地域緑化活動のサポート及び市民協働事業を支援します。

また、公共施設や道路に面したオープンスペース等の公共的空間において市民が取り組む緑化活動への支援を行います。



写真：花と緑の市民協働事業

㉒ 事業者と連携した緑活動の推進

人材（保全活動への参画、企業人材の派遣協力）、モノ（製品や企業 PR のための必要な資材、機材の提供）、資金（社会貢献や企業 PR のための寄付）を中心とした企業連携を推進します。

また、CSR 活動（社会貢献活動）を行う企業と連携・参画し、堺の森再生プロジェクトなど、緑の保全活動を進めます。



写真：堺の森再生プロジェクト

㉓ SNS 等を活用した情報発信と連携

市民が自発的に活動できるよう、行政からの情報提供をはじめとする支援が重要です。

緑に関する様々な情報提供や、緑の活動に取り組む市民・団体・事業者等との連携を深めるための SNS の活用等、緑の情報発信と交流の仕組みを検討します。



出典：堺市ホームページ

4-3 緑を支える仕組みを創ります

【現 況】

- 本市では、2020年10月に「堺市都市緑化基金」と「堺市緑の保全基金」を統合し、「堺市はなみどり基金」を新設しました。
- これは、市民と事業者・団体等の寄附金及び市の積立金によるもので、この基金を使って、都市緑化事業や緑の保全事業を進めています。

【施 策】

③②基金事業の充実と財源の確保

堺市はなみどり基金について、ふるさと納税や募金活動、企業 CSR 活動との連携により、市民、事業者の支援を得て基金の増資に努め、効果的な PR に取り組みます。

さらに、公園施設の更新や緑化活動などのための新たな資金調達方法を検討します。

③③多様な主体による緑の都市形成の推進

市と大学との共同研究や、市民や事業者への情報提供、緑地保全・緑化推進法人制度等を活用し、市民、事業者、大学、行政の多様な主体が連携、参画した緑の都市形成を進めます。

③④グリーンインフラの取組の推進

自然環境には多様な機能が備わっています。この機能が発揮できるよう、戦略的に社会資本整備や土地利用を図ることで、より効率的・効果的に社会的・経済的課題の解決を図るグリーンインフラの考え方が重要です。

グリーンインフラの取組を進めていくためには、市民、事業者、教育・研究機関といった様々な主体のニーズ把握や認識の共有化が必要なため、推進のための仕組みについて研究を進めます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 重点的な緑の保全と創出

(1) 緑化重点地区

緑化重点地区とは、都市緑地法に基づき緑の基本計画に必要な応じて定める事項の一つで、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。

本市では、緑の将来像を実現するにあたり、特に市民・事業者・行政が連携して緑を育む必要がある地区、また緑化に関するモデル的な取組を行う地区として、緑化重点地区を次のとおり定めます。

■ 百舌鳥野エリア

エリアの方向性	世界遺産に相応しい緑豊かな都市をつくるため、仁徳天皇陵古墳をはじめとする古墳の保存・活用や大仙公園の整備などにより、百舌鳥野エリアの緑を育みます。
主な取組	・「史跡百舌鳥古墳群保存活用計画」の策定 ・「史跡百舌鳥古墳群整備基本計画（第2期）」の策定 ・御廟表塚古墳の整備 ・寺山南山古墳の整備 ・「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づく緑化指導

■ 都心エリア

エリアの方向性	水と緑が映える風格と活力ある都市をつくるため、既存の都市施設を活かした緑地の形成や堺旧港と周辺緑地の整備、活用などにより都心エリアの緑を育みます。
主な取組	・歩道等の空間を活用した滞在空間の創出 ・環濠の水辺を活かした空間の形成 ・海辺の魅力を活かした交流空間の形成

■ 臨海エリア

エリアの方向性	人と海、人と自然がふれあい、環境との共生が実感できる場をめざし、「共生の森づくり」や堺浜における親水レクリエーション空間の形成などにより、人工干潟等の生物生息空間の形成、臨海エリアの緑を育みます。
主な取組	・ふれあいビーチにおける生物多様性モニタリング ・北泊地や大和川河口部における浅場、砂浜、干潟など大阪湾再生のシンボルとなる自然環境の再生・創造、生物多様性の保全 ・市民による環境・生涯教育、自然体験活動の実施 ・海釣り等のレクリエーションや大規模集客イベント等の実施

■大和川エリア

エリアの方向性	大和川の広大な水辺空間を活かした水と緑のネットワークの形成を図るため、緑道などの連続性のある緑地の確保や自然とのふれあいを通じて学習・交流ができる空間の確保などにより大和川エリアの緑を育みます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・大和川沿川における自転車・歩行者道の整備 ・桜の植樹やツツジの植樹により、おもてなし空間を創出する

■泉北ニュータウンエリア

エリアの方向性	既存の緑の活用や緑道の魅力向上、公園の再整備などを進めることにより、泉北ニュータウン全体と駅周辺における都市的利便性と豊かな自然環境が共存する魅力を創造・継承します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・田園公園、三原公園の再整備 ・ビッグバンと泉ヶ丘公園の一体活用 ・泉ヶ丘公園の整備 ・緑道や公園に隣接する公的賃貸住宅を一体的に活用したシェアサイクルとの連携やパーソナルモビリティの導入に向けた実証実験 ・公園や緑道への健康遊具の設置 ・健康長寿に効果があるウォーキングやジョギング活動の促進

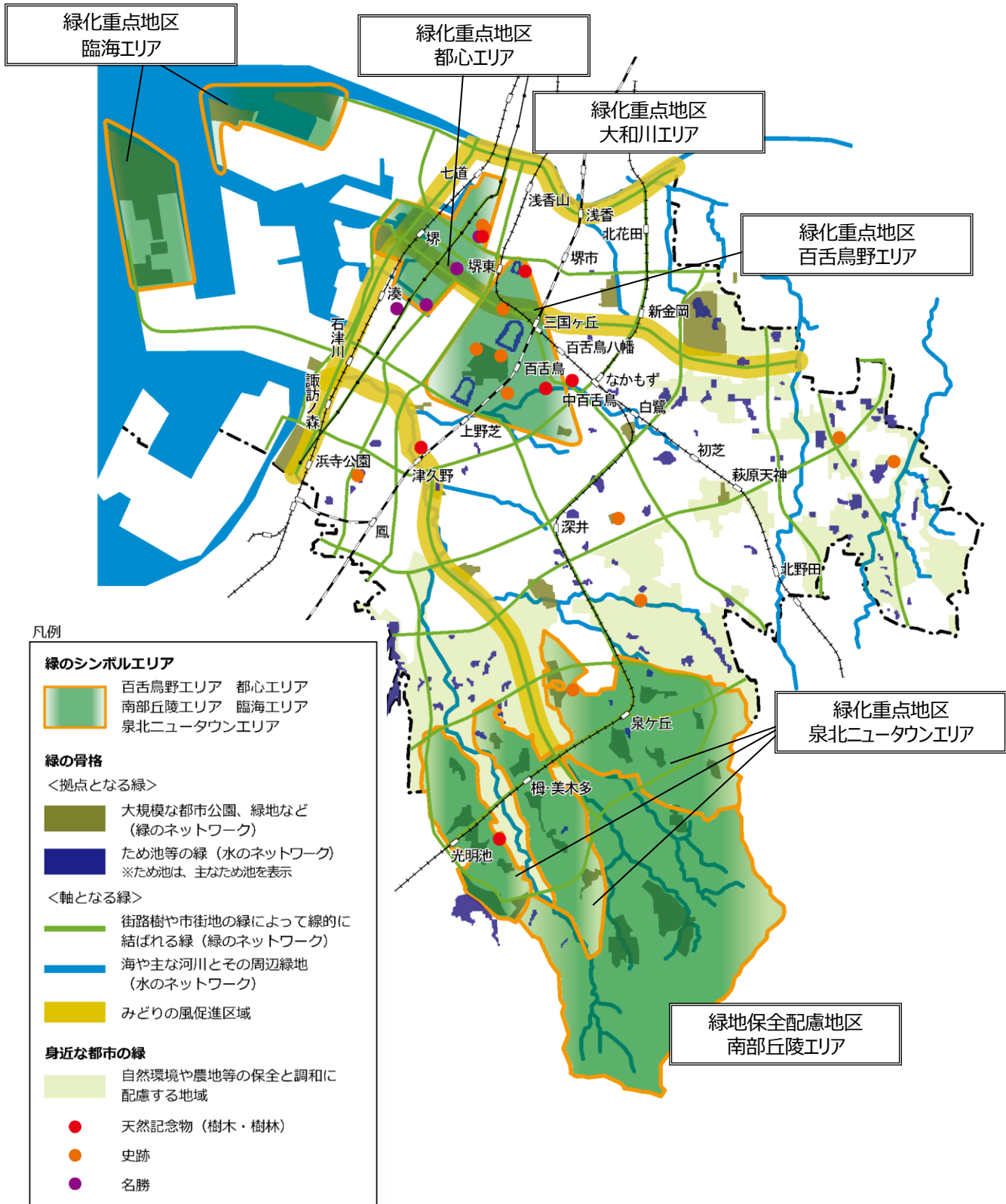
(2) 緑地保全配慮地区

緑地保全配慮地区とは、都市緑地法に基づき緑の基本計画に必要に応じて定める事項の一つで、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。

南部丘陵エリアは、緑のシンボルエリアとして位置づけ、樹林地や農地、ため池などが一体となった緑豊かな自然環境を保全、活用した新しいレクリエーションを進め、人との関わりで育まれてきた里地里山の多様な景観を次世代に継承していくこととしています。このことから、本市では南部丘陵エリアを緑地保全配慮地区に定めます。

■南部丘陵エリア

エリアの方向性	持続可能な里地里山環境を育み、次代に継承するため、法令に基づく緑地保全制度などを活用し、樹林地や農地、ため池などが一体となった緑豊かな自然環境の保全・活用により、南部丘陵エリアの緑を育みます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○緑地保全制度を活用した緑地の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区、保全緑地、市民緑地の新規指定の推進 ○緑地の維持管理、継続保有への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全制度により指定された保全緑地に対する継続保有の支援（保全協力の支給や不法投棄対策の支援） ・市民、事業者の力を活かした維持管理の推進 ・人と里地里山の関わりでの再生や地域の振興・活性化に寄与する緑地の利用・活用推進 ○堺の森再生プロジェクトとプロモーション活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの実施と、新たな企業参加、人材育成の推進



緑化重点地区と緑地保全配慮地区の位置図

2. マネジメントサイクルの推進

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民や事業者、行政などの様々な主体が、それぞれの役割を担いながら、協働で取り組んでいきます。

■ 庁内の推進体制

市は、「堺市緑の基本計画」に基づき、緑の保全と創出等に関する施策を進めます。施策の推進にあたっては、庁内関係部署により構成される緑の基本計画推進庁内委員会を通じて、庁内の横断的な協力関係の構築やそのための情報交換を進めます。

■ 緑の政策審議会

堺市緑の保全と創出に関する条例に基づいて設置される「緑の政策審議会」に進捗状況等を報告し、事業実施手法等「実行」に関する助言を受けます。

■ 市民・事業者

市民、事業者との協働を基本として策定した緑の基本計画は、その進行状況を多くの市民に理解していただくことが大切です。こうしたことから、ホームページなどの情報媒体を活用し、広く周知します。

(2) 進行管理

基本方針に基づく施策・事業を効率的・効果的に推進していくため、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）からなるPDCA マネジメントサイクルによる進行管理を行います。また、5年ごとに施策や事業の実施状況の評価・改善を行い、その結果を必要に応じて計画に反映させます。

■緑の基本計画の改定（PLAN）

・緑の将来像の実現、緑の確保目標を達成するために、基本方針に基づく施策、施策を実行するうえでの事業を位置づけ、そのうち5年間で取り組む主な事業について、事業シートを作成します。

■施策の実行（DO）

・事業シートによる5年間の事業スケジュールにより、緑の確保目標を支える事業を進めます。事業の推進にあたっては、市民、事業者、行政が連携します。

■進行管理・評価・公表（CHECK）

・本計画の進行にあたっては、毎年、事業シートに基づき進捗状況を把握し、達成状況の検証・評価を行います。

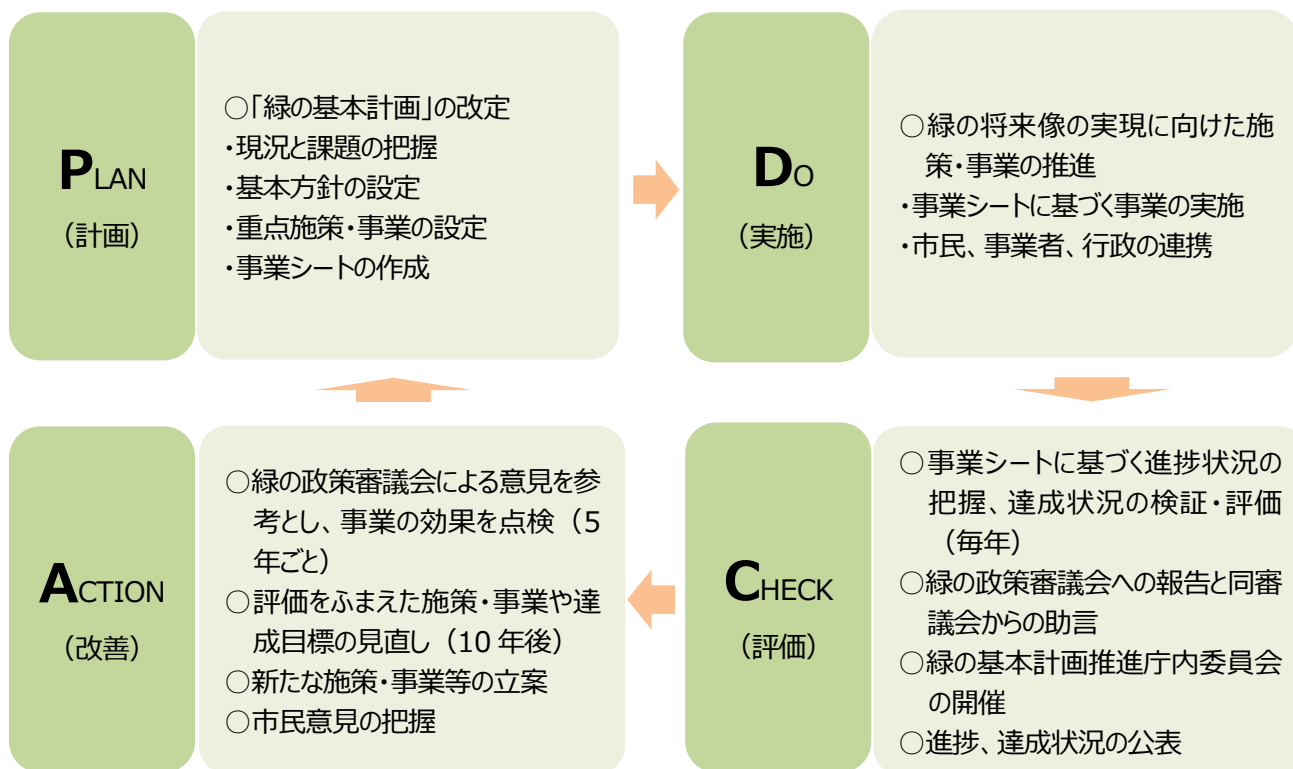
・庁内関係部署により構成される緑の基本計画推進庁内委員会を通じて、庁内の横断的な協力関係の構築やそのための情報交換を進め、堺市緑の保全と創出に関する条例第8条3項の規定により、毎年、緑の政策審議会に進捗状況等を報告し、事業実施手法等「実行」に関する助言を受けます。

・公表については、ホームページなどの情報媒体を活用し、広く周知します。

■改善（ACTION）

・緑の政策審議会による意見を参考として、5年ごとに事業の効果を点検します。また、10年後にこの間の施策進行や評価を総合的に整理し、緑の政策審議会に報告したうえで、基本方針を支える施策等について点検し、必要に応じて見直します。

・市民、事業者との協働を基本として策定した緑の基本計画は、その進行状況を多くの市民に理解していただくことが大切です。こうしたことから、次回改定する際にもパブリックコメントなどを通じて市民意見を把握します。



PDCA マネジメントサイクル（イメージ図）

堺市緑の基本計画

令和 5 年 3 月

堺市 建設局 公園緑地部 公園緑地整備課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

電話 : 072-228-7424 FAX : 072-228-1336

E-mail : koryokusei@city.sakai.lg.jp
